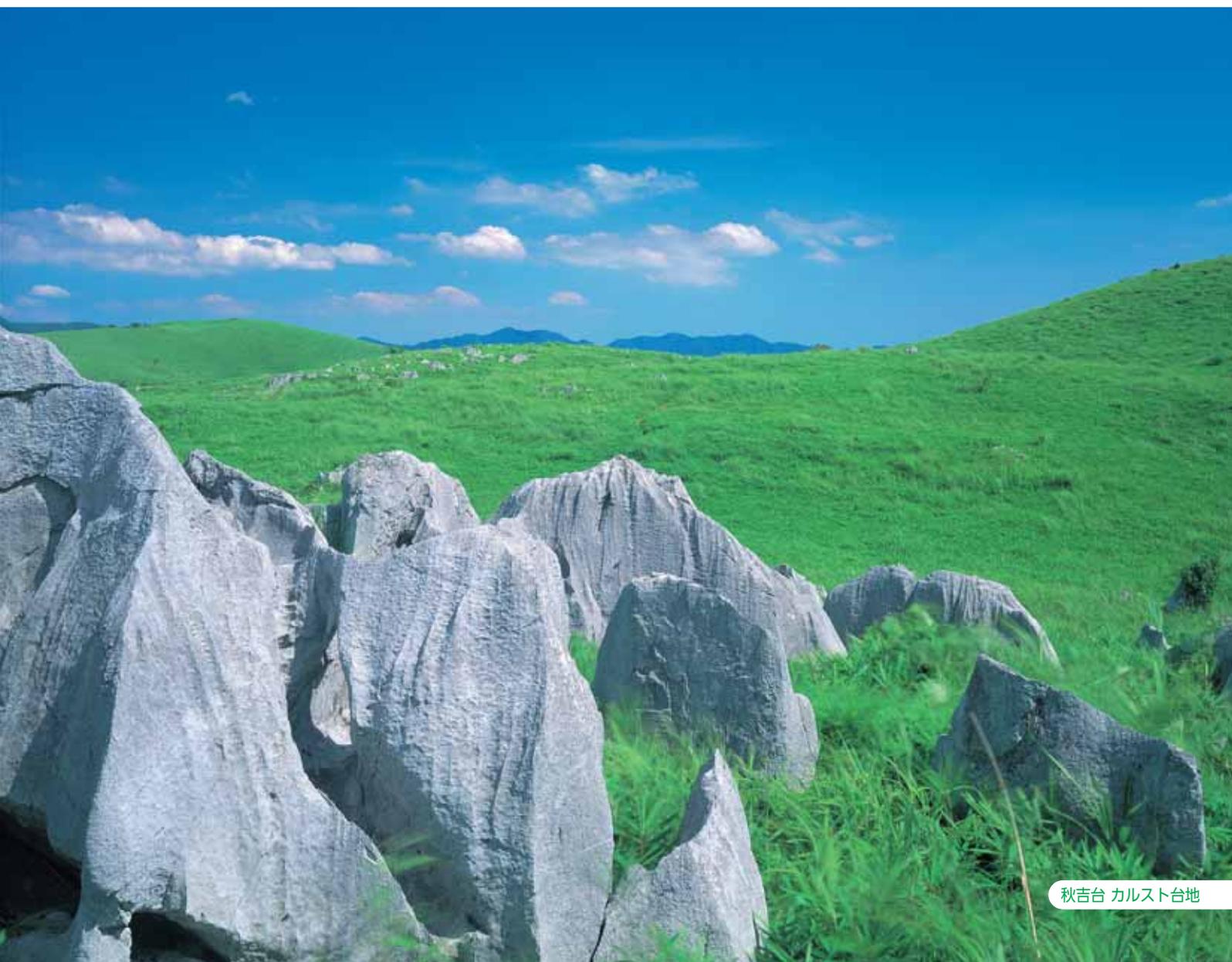


JAバンク山口信連の現況

DISCLOSURE

2012

SOIS





INDEX

◎ごあいさつ	1
【JAバンクの概要】	
● JAグループ・JAバンクの概要	2
● JAバンクシステム	3
● JAバンク山口の主な商品・サービス	5
【当会の考え方】	
● 当会の経営理念と経営方針	8
● コンプライアンス(法令等遵守)への取り組み	9
● リスク管理の状況	10
【業 績】	
● 当会の業績	13
● トピックス	14
【社会的責任と貢献活動】	
【組 織】	
● 当会の概要	18
● 役員・機構	19
● 沿革・歩み	20
【事 業】	
● 事業のご案内	21
● 手数料一覧	24
【資 料 編】	26



経営管理委員会会長
神田 一夫



代表理事理事長
中尾 啓治

ごあいさつ

皆さまには、平素よりJAバンク山口信連ならびにJAバンク山口をお引き立ていただき、誠にありがとうございます。

当会は、昭和23年の設立以来、JAと共に地域に密着し、山口県の豊かな自然と農業を守り育むことを通じて、地域経済や産業の発展に貢献する地域金融機関を目指した事業を展開してまいりました。

この度、当会の経営方針や最近の業績・活動内容についてまとめたディスクロージャー誌を作成いたしました。ご一読いただき、当会へのご理解を一層深めていただければ幸いに存じます。

さて、農業・農政をめぐる情勢といたしましては、日本農業を壊滅させかねないTPP（環太平洋経済連携協定）参加問題や民業圧迫が懸念される改正郵政民営化法の成立、さらに、農業従事者の高齢化、農家数の減少や耕作放棄地の拡大、農畜産物の価格低迷など、JAの事業基盤を揺るがす課題が山積しており、関連団体との広範囲な連携強化による対応が必要となっております。

また、金融面につきましても、景気の先行きに不透明感が漂い、少子高齢化の進行により市場の縮小が避けられない状況のなか、各金融機関による顧客囲い込み競争は一層激化しており、利便性・サービスの向上による差別化を図るためのコストが増加するなど、JAバンクを取り巻く環境は厳しさを増しております。

このような状況の下、JAバンク山口といたしましては、さらなる経営の健全性・信頼性の確保に取組み、組合員・地域の皆さまに信頼され便利で安心な金融機関を目指してまいります。また、当会におきましても、「中期経営計画」を着実に実践することにより財務・収益基盤の強化を図り、皆さまの負託にお応えすべく、役職員一丸となって邁進する所存でございます。

今後とも一層のご支援・お引き立てを賜りますよう心よりお願い申し上げます。

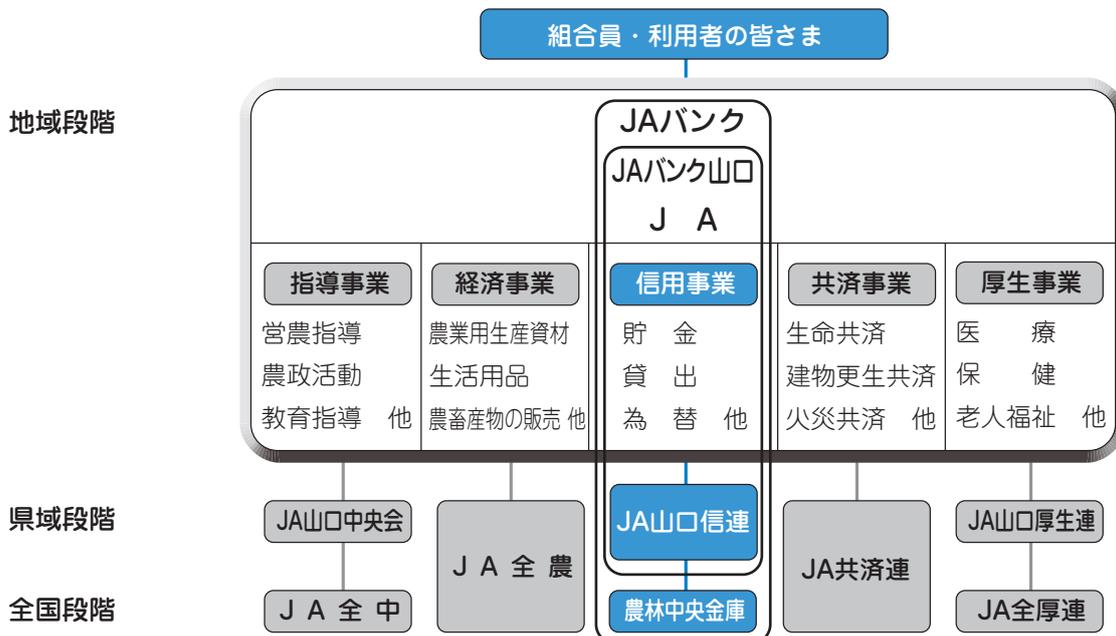
平成24年7月

経営管理委員会会長 神田 一夫
代表理事理事長 中尾 啓治



JAグループ・JAバンクの概要

◆JAグループとは



JAグループとは、地域段階のJA、都道府県段階の中央会・連合会、全国段階の中央会・連合会等で構成する協同組織であり、農家をはじめとする組合員組織を基盤に、指導・経済・信用・共済・厚生などの事業を展開しています。

◆JAバンクとは

JAバンクとは、JAバンク会員（JA・信連・農林中金）で構成するグループの名称です。組合員・利用者の皆さまに、安心して便利な金融機関としてご利用いただけるよう、JAバンク会員の総力を結集し、実質的に一つの金融機関として活動しています。

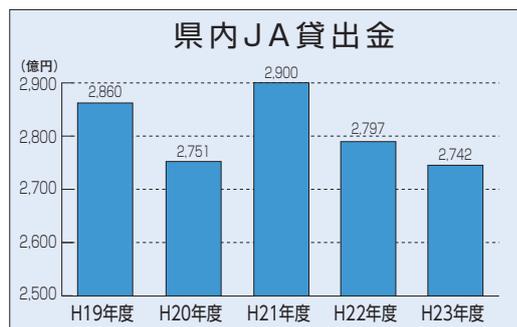
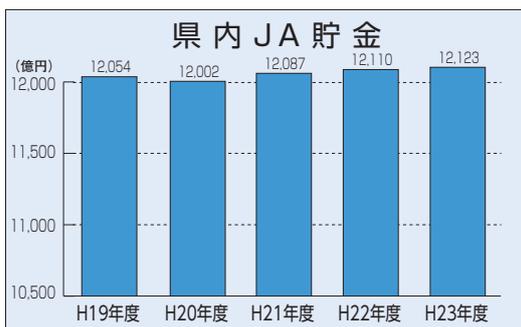
◆JAバンク山口とは

山口県内JAの信用事業部門と当会の機能を総称して「JAバンク山口」と呼び、一体的な事業運営をしています。

また、私どもJA山口信連は、信用事業を行う都道府県段階の連合会として、県内JAの事業運営をサポートする県域機能を発揮するとともに、JAと一体となって、組合員や地域利用者、企業などの皆さまのお役に立つ金融サービスを提供できるよう努めています。

◆県内JAの概況

JAバンク山口では「選ばれるJAバンク」を目指し、「信頼・貢献・改革」の基本姿勢のもと、顧客基盤の拡充に取り組んだ結果、平成23年度末の県内JA貯金残高は1兆2,123億円と対前年比+0.1%となりました。また、県内JA貸出金残高は、事業性資金の他業態からの借換攻勢などもあり、2,742億円と対前年比△2.0%となりました。

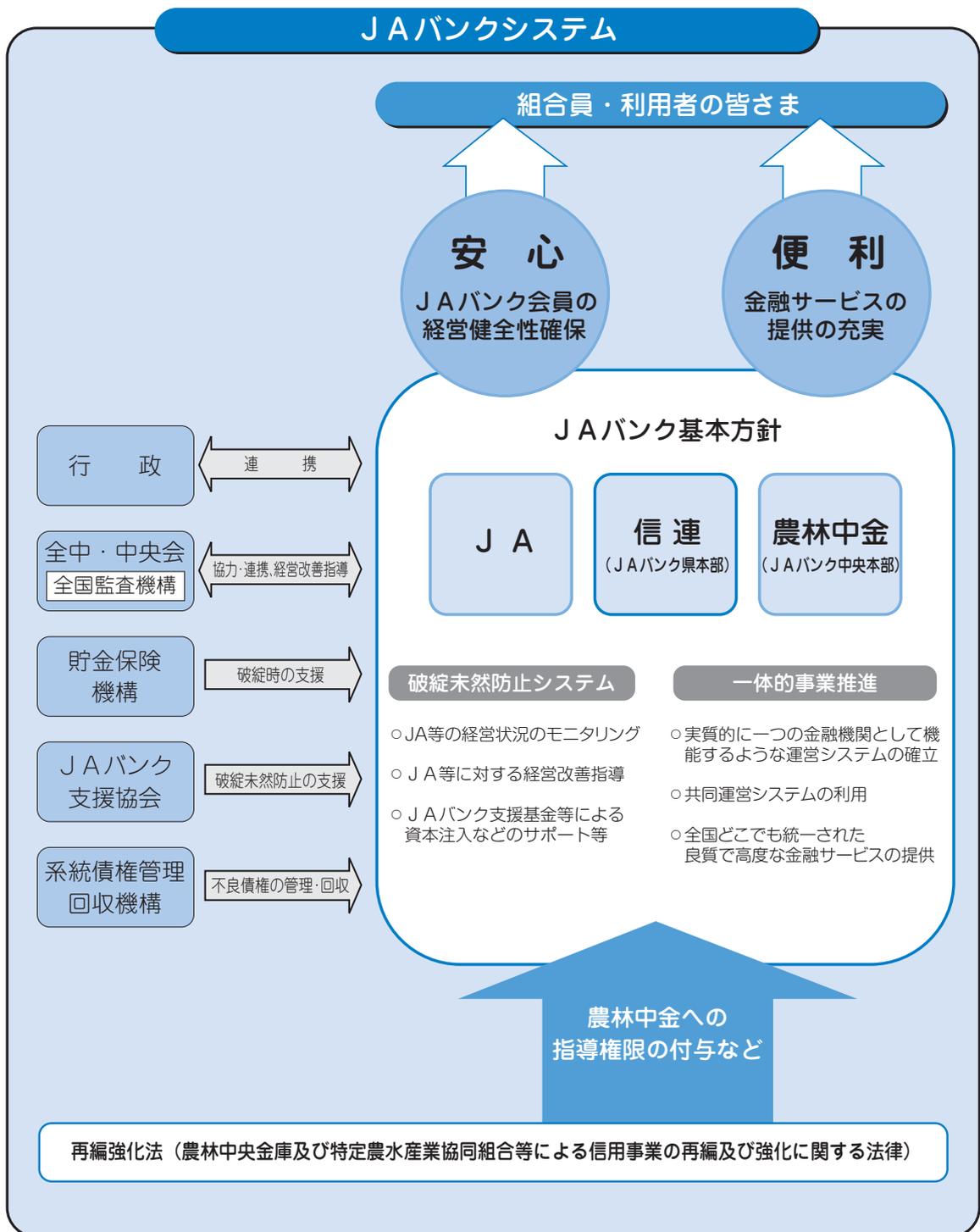




JAバンクシステム

組合員・利用者の皆さまにとって、より安心して便利なJAバンクとなるため、「再編強化法（農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律）」に基づき、JAバンク会員（JA・信連・農林中金）の総意として「JAバンク基本方針」を制定しました。

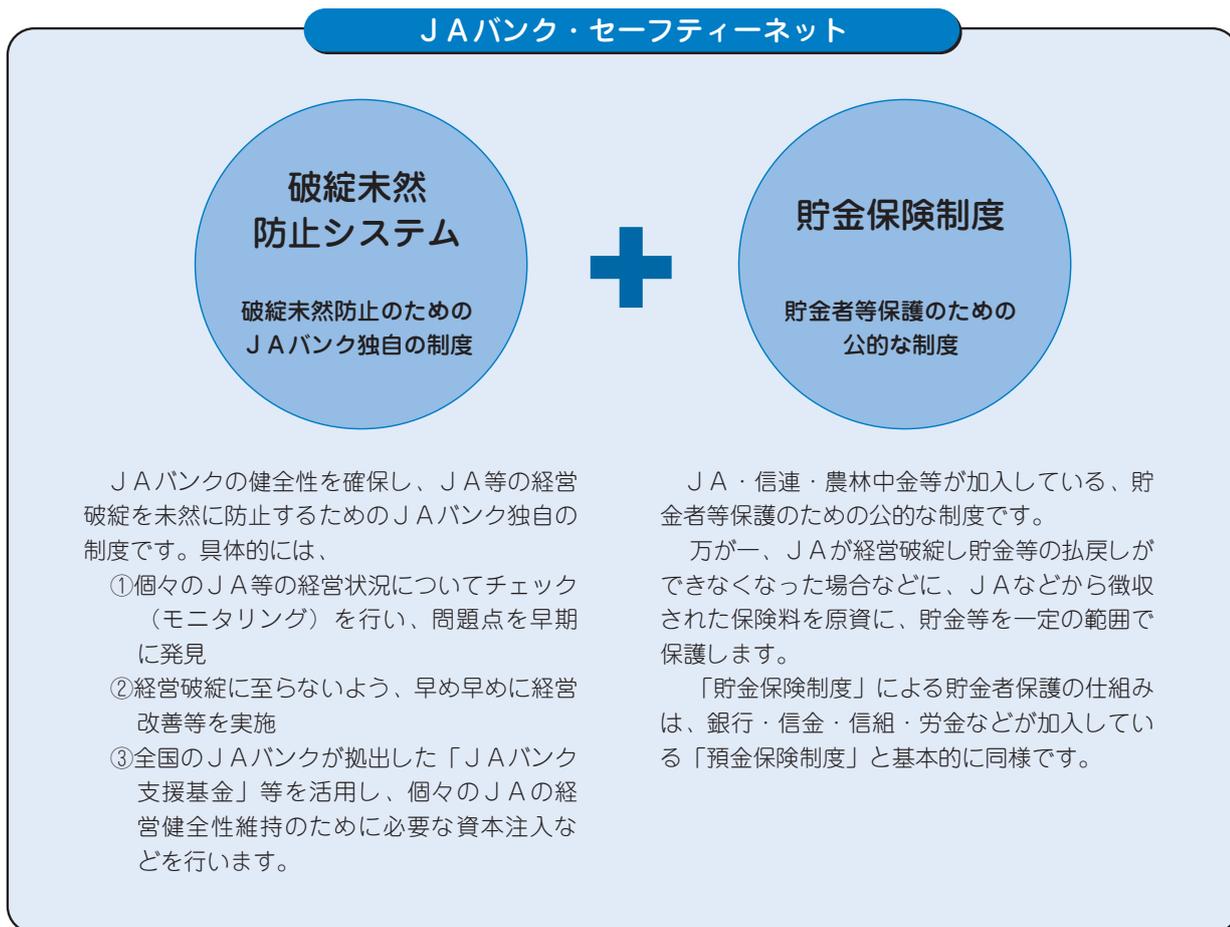
このJAバンク基本方針に基づき、全国のJA・信連・農林中金が一体的に取り組む仕組みを「JAバンクシステム」といいます。JAバンクシステムは、JAバンクの信頼性を確保する「破綻未然防止システム」と、スケールメリットときめ細かい顧客接点を活かした金融サービス提供の充実・強化を目指す「一体的事業推進」の2つの柱で成り立っています。



安心

◆JAバンク・セーフティーネット

JAバンクでは、「破綻未然防止システム」と「貯金保険制度」により「JAバンク・セーフティーネット」を構築しています。これにより、組合員・利用者の皆さまにより一層の安心をお届けしています。



便利

◆金融サービスの提供の充実

JAバンクでは貯金のみならず、住宅ローンなどの各種ローン、国債、投資信託などの商品を豊富にラインアップしています。また、いつでもどこでもお手軽にサービスがご利用いただけるように、JAネットバンクをはじめ、各金融機関との提携拡大によるJAキャッシュカードの利便性向上など、組合員・利用者の皆さまにとってより便利なサービスの提供を目指しています。



JAバンク山口の主な商品・サービス

【貯 金】

種 類	特 色	期 間 等	単 位 等	
総合口座	・個人のお客様専用の商品です。 ・普通貯金に定期貯金・定期積金をセットすることで、万が一普通貯金残高が不足した場合でも、定期貯金・定期積金残高の90%（最高300万円）まで自動的にご用立ていたします。 ・「受取る・支払う・貯める・借りる」の機能を備えた便利な口座です。	期間の定めはありません。	ご融資利率は、セットされた定期貯金の利率プラス0.5%、定期積金の利回りプラス0.7%です。	
当座貯金	・お支払いは安全で便利な小切手・手形をご用意します。 ・無利息です。	期間の定めはありません。	1円以上、1円単位	
普通貯金	・いつでも、いくらでも自由にお預入れ、お引出しいただけます。 ・年金・給与・配当金などのお受取り口座、公共料金やクレジットカードのご利用代金などのお引落し口座としてご利用いただけます。 ・キャッシュカードでCD・ATMをご利用いただけます。	期間の定めはありません。	1円以上、1円単位	
普通貯金（決済用口座）	・無利息型の「普通貯金」です。 ・貯金保険制度により全額保護されます。	期間の定めはありません。	1円以上、1円単位	
貯蓄貯金	貯蓄貯金	・個人のお客様専用の商品です。 ・基準残高以上のお預入れをいただくことで、普通貯金より有利な運用が可能です。 ・キャッシュカードでCD・ATMをご利用いただけます。 ・各種資金のお受取り・お引落し口座としてはご利用いただけません。	期間の定めはありません。	1円以上、1円単位
	スーパー貯蓄貯金※	・個人のお客様専用の商品です。 ・お預入れ残高に応じてより有利な運用が可能となる、6段階の金額階層別金利が設定されています。 ・キャッシュカードでCD・ATMをご利用いただけます。 ・各種資金のお受取り・お引落し口座としてはご利用いただけません。	期間の定めはありません。	1円以上、1円単位
通知貯金	・まとまった資金の短期運用に有利です。 ・ご解約の2日前までにお申し出が必要です。	期間の定めはありません。 (ただし7日間の据置期間が必要です。)	1万円以上、1円単位	
定期貯金	スーパー定期	・目的に応じた期間でご運用いただけます。 ・お預入れ時の金利が満期日まで変わらない固定金利の商品です。 ・個人のお客様でお預入れ期間が3年以上であれば、半年複利でご運用いただけます。	1ヵ月以上5年以内	1円以上300万円未満、1円単位
	スーパー定期300	・300万円からお預入れいただける「スーパー定期」です。	1ヵ月以上5年以内	300万円以上、1円単位
	期日指定定期貯金※	・個人のお客様専用の商品です。 ・1ヵ月前までのお申し出により、満期日をご指定いただけます。 ・据置期間経過後は、元金の一部お引出しも可能です。 ・お預入れ時の金利が満期日まで変わらない固定金利の商品です。 ・1年複利でご運用いただけます。	最長3年 (ただし、1年間の据置期間が必要です。)	1円以上300万円未満、1円単位
	大口定期貯金	・1,000万円以上の大口資金の運用に有利です。 ・お預入れ時の金利が満期日まで変わらない固定金利の商品です。	1ヵ月以上5年以内	1,000万円以上、1円単位
	変動金利定期貯金	・市中金利の変動に伴い、金利が半年ごとに見直される変動金利の商品です。 ・個人のお客様でお預入れ期間が3年であれば、半年複利でご運用いただけます。	1年以上3年以内	1円以上、1円単位
	積立定期貯金※	エンドレス型	・ご進学、ご旅行など、目的に合わせてご無理のない金額・期間で、将来必要とする資金を着実に積立てるのに適しています。 ・ご契約時に満期日のご指定をしていただかない商品です。 ・積立元金の一部お引出しも可能です。	期間の定めはありません。
満期指定型		・ご進学、ご旅行など、目的に合わせてご無理のない金額・期間で、将来必要とする資金を着実に積立てるのに適しています。 ・ご契約時に満期日をご指定いただく商品です。 ・据置期間経過後は、積立元金の一部お引出しも可能です。	6ヵ月以上6年以内 (ただし、1ヵ月間の据置期間が必要です。)	1,000円以上、1円単位
年金型		・個人のお客様専用の商品です。 ・満期日以降、年金として3ヵ月毎にお受取りいただけます。 ・原則として、毎月普通貯金からの自動振替によりお積立いただけます。 ・なお、現金等による店頭での随時のお預入れも可能です。 ・据置期間経過後は、積立元金の一部お引出しも可能です。	積立期間：3年以上 50年以内 据置期間：6ヵ月以上 5年以内 受取期間：6ヵ月以上 20年以内	1,000円以上、1円単位
定期積金※ (スーパー積金)	・ご進学、ご旅行など、目的に合わせてご無理のない金額・期間で、将来必要とする資金を着実に積立てるのに適しています。 ・当初契約時の年利回りを満期日まで適用します。	6ヵ月以上5年以内	1,000円以上、1,000円単位	
譲渡性貯金	・満期日前に第三者に譲渡することが可能です。 ・満期日前のご解約はできません。 ・お預入れ時の金利が満期日まで変わらない固定金利の商品です。	2週間以上2年以内	5,000万円以上、1,000万円単位	
財形貯金※	一般財形貯金	・事業主を通して賃金からの天引きにより定期的にお預入れいただく、勤労者専用の商品です。 ・ご利用目的に制限はございません。	積立期間：3年以上	100円以上、1円単位
	財形年金貯金	・事業主を通して賃金からの天引きにより定期的にお預入れいただく、満55歳未満の勤労者専用の商品です。 ・財形住宅貯金と合わせ、550万円まで非課税となります。 ・満60歳に達した日以降の日から、年金として3ヵ月毎にお受取りいただけます。	積立期間：5年以上 据置期間：6ヵ月以上 5年以内 受取期間：5年以上 20年以内	100円以上、1円単位
	財形住宅貯金	・事業主を通して賃金からの天引きにより定期的にお預入れいただく、満55歳未満の勤労者専用の商品です。 ・財形年金貯金と合わせ、550万円まで非課税となります。 ・お引出しは住宅取得等の費用の充当に限定されます。	積立期間：5年以上	100円以上、1円単位

(注) 1. 商品の詳細につきましては、窓口にてご確認ください。
2. 当会では※印の商品は取り扱っておりません。お近くのJAをご利用ください。

【ロ - ン】

種類・お使いみち		ご利用いただける方	ご利用方法				
			ご利用金額	ご利用期間	ご返済方法	保証	担保
JA 農業ローン							
JA農業経営ローン	農業経営に必要な資金。 ただし、負債整理資金は除く。	お借入時の年齢が20歳以上 75歳未満の方。	2,000万円以内	1年	随時返済		原則として 不動産に担保 権を設定いた します。
JA営農ローン	営農維持に必要な資金。	お借入時の年齢が18歳以上 80歳未満の方。	300万円以内	1年	随時返済	山口県 農業信用基金協会	
JA農機ハウスローン	①農機具(中古農機を含む)の ご購入資金・付帯する諸費用 ②農機具の点検・車検・修理費用、保険掛金 ③他金融機関からの借換資金 ④パイプハウス等資材購入、建設資金 ⑤格納庫建設資金	お借入時の年齢が18歳以上であり、 返済時の年齢が76歳未満の方。	1,800万円以内 で、所要資金の 100%以内	10年以内	元利均等返済 元金均等返済		原則不要
JA 住宅ローン・JAリフォームローン他							
一般型	①住宅の新築 ②新築住宅の購入 ③中古住宅の購入 ④住宅の増改築・改装・補修 ⑤土地の購入 ⑥他金融機関からの借換資金	お借入時の年齢が20歳以上66歳未 満であり、最終償還時の年齢が80歳未 満の方で、団体信用生命共済への加 入が認められた方。	5,000万円以内 で、所要資金の 80%以内		変動金利型:35年 長期固定金利型:35年 固定金利型:25年 以内	元利均等返済 元金均等返済	原則として 融資対象不 動産に担保 権を設定いた します。
100%応援型	①住宅の新築 ②新築住宅の購入 ③中古住宅の購入 ④住宅の増改築・改装・補修	お借入時の年齢が20歳以上66歳未 満であり、最終償還時の年齢が80歳未 満の方で、団体信用生命共済への加 入が認められた方。	5,000万円以内 で、所要資金の 100%以内				融資対象不 動産に担保 権を設定いた します。
無担保型	①住宅の新築 ②新築住宅の購入 ③中古住宅の購入 ④住宅の増改築・改装・補修	お借入時の年齢が20歳以上66歳未 満であり、最終償還時の年齢が80歳未 満の方で、団体信用生命共済への加 入が認められた方。	500万円以内 で、所要資金の75 %以内	15年以内 (300万円以内は 10年以内)		元利均等返済	原則不要
200%借換応援型	①他金融機関からの借換資金 と借換に伴う諸費用 ②借換とあわせて増改築・改 装・補修	お借入時の年齢が20歳以上66歳未 満であり、最終償還時の年齢が80歳未 満の方で、団体信用生命共済への加 入が認められた方。	4,000万円以内 で、担保評価額 の200%以内		変動金利型:32年 長期固定金利型:32年 固定金利型:25年 以内		融資対象不 動産に担保 権を設定いた します。
借換応援型	①他金融機関からの借換資金 と借換に伴う諸費用	お借入時の年齢が20歳以上66歳未 満であり、最終償還時の年齢が80歳未 満の方で、団体信用生命共済への加 入が認められた方。	4,000万円以内 で、担保評価額 の130%以内			元利均等返済 元金均等返済	融資対象不 動産に担保 権を設定いた します。
借換コース	②借換とあわせて増改築・改 装・補修	お借入時の年齢が21歳以上66歳未 満であり、最終償還時の年齢が80歳未 満の方で、団体信用生命共済への加 入が認められた方。	5,000万円以内 で、担保評価額 の250%以内	34年以内			
新築・購入コース	①住宅の新築 ②新築住宅の購入 ③中古住宅の購入 ④住宅の増改築・改装・補修 ⑤土地の購入	お借入時の年齢が20歳以上66歳未 満であり、最終償還時の年齢が80歳未 満の方で、団体信用生命共済への加 入が認められた方。	5,000万円以内 で、所要資金の 100%以内	35年以内		協同住宅ローン(株)	原則として 融資対象不 動産に担保 権を設定いた します。
リフォームローンⅠ型	①住宅の増改築・改装・補修 ②住宅関連設備資金	お借入時の年齢が20歳以上66歳未 満であり、最終償還時の年齢が76歳未 満の方で、団体信用生命共済への加 入が認められた方。	1,000万円以内	15年以内		元利均等返済	原則不要(お借 入金額500万円 超える場合は、 融資対象不動産 に担保権を設定 いたします。)
リフォームローンⅡ型				10年6ヵ月以内			
リフォームローン			500万円以内	15年以内		協同住宅ローン(株)	原則不要
JA賃貸住宅ローン	賃貸住宅(店舗併用賃貸住宅 を含む)の建設・増改築・補 修資金	お借入時の年齢が20歳以上であり、 最終償還時の年齢が71歳未満の方。	4億円以内	30年以内かつ、対象 物件の法定耐用年数 以内のいずれか		元利均等返済	原則として 融資対象不 動産に担保 権を設定いた します。
JAアパートローン	賃貸アパート専用住宅および賃貸部 分の床面積が全体の50%を超える 併用住宅の建設・増改築・補修資金		1億円以内	木造等25年以内 鉄骨造等35年以内		元利均等返済 元金均等返済	協同住宅ローン(株)
JA 教育ローン							
	就学されるご子弟の教育に関するすべてのご資金 (例) 入学金、授業料、アパート家賃など	お借入時の年齢が20歳以上であり、 最終償還時の年齢が71歳未満の方。	500万円以内	13年6ヵ月以内(現在JA 住宅ローンを利用中 の方については15年以内)		元利均等返済	原則不要
		お借入時の年齢が20歳以上65歳未満の方。		14年以内			協同住宅ローン(株)
				11年6ヵ月以内			三菱UFJニコス(株)
JA マイカーローン							
	①自動車・バイク(ともに中古車を含む)のご購 入資金・付帯する諸費用 ②自動車等の点検・車検・修理費用、保険掛金 ③付帯設備(カーナビ等)のご購入資金 ④他金融機関からの借換資金 ⑤車庫建設資金(100万円以内) ⑥運転免許取得資金 ただし、営業用車両は除く。	お借入時の年齢が18歳以上であり、 最終償還時の年齢が71歳未満の方。	500万円以内	7年以内 (現在JA住宅ロー ンを利用中の方につ いては10年以内)		元利均等返済	原則不要
	①自動車・バイク(ともに中古車を含む)のご購 入資金・付帯する諸費用 ②自動車等の点検・車検・修理費用、保険掛金 ③付帯設備(カーナビ等)のご購入資金 ④車庫建設のための資金 ⑤運転免許取得のための資金 ⑥他金融機関からの借換資金 ただし、営業用車両は除く。	お借入時の年齢が18歳以上66歳未 満であり、最終償還時の年齢が71歳未 満の方。		7年以内			協同住宅ローン(株)
		お借入時の年齢が20歳以上65歳未 満の方。					三菱UFJニコス(株)
JA クローバーローン							
	生活に必要なすべての資金 ただし、負債整理資金・事業性資金等は除く。	お借入時の年齢が18歳以上であり、 最終償還時の年齢が71歳未満の方。	300万円以内	5年以内(現在JA住宅ロー ンを利用中の方につ いては7年以内)		元利均等返済	原則不要
JA カードローン							
カードローン		ご契約時の年齢が20歳以上70歳未 満の方。	50万円以内	1年(自動更新)	約定返済	山口県農業信用基金協会	
らくらくキャッシュ	生活に必要なすべての資金				毎月原則1万円	三菱UFJニコス(株)	原則不要
ワイドカードローン		ご契約時の年齢が20歳以上65歳未 満の方。	300万円以内		毎月返済	山口県農業信用基金協会 三菱UFJニコス(株)	

(注) 1. ご利用に際しましては、上記のほか一定の条件を満たす必要があります。ご希望にそえない場合もございます。
 2. 詳細につきましては窓口にて説明させていただきますので、お気軽にご相談ください。
 3. 当会では上記ローンは取り扱っておりません。お近くのJAをご利用ください。
 4. ご利用に際しましては、無理のない計画的なお借入れ・ご返済にご留意ください。

【国債】

長期利付国債・中期利付国債および個人向け国債を取り扱っております。詳細は窓口にてご確認ください。

【投資信託】

公社債投信、株式投信等を取り扱っております。詳細は窓口にてご確認ください。

【その他のサービス】

種類	内容
給与振込サービス	毎月の給与やボーナスが、ご指定の貯金口座に自動的に振込まれます。
自動受取サービス	年金や配当金などが、ご指定の貯金口座に自動的に振込まれます。お受取りの都度出かけられる手間が省け、大変便利です。
自動支払サービス	各種公共料金やクレジットカードのご利用代金などを、ご指定の貯金口座から自動的にお支払いいたします。集金や払込みの手間が省け、大変便利です。
内国為替サービス	全国の金融機関と通信ネットワークで結ばれており、振込、送金、手形の取立などの取引を安全・確実にご利用いただけます。
JAキャッシュカード	全国のJAはもちろん、銀行、セブン・イレブンやイトーヨーカドー等に設置されたセブン銀行のATMなどで、現金のお引出しや残高照会などの取引をご利用いただけます。また、キャッシュカード機能とクレジットカード機能が1枚になった便利なJAカード（一体型）もご利用いただけます。
JAカード	ショッピングやレジャーなど、お客様のサイン一つで「簡単に・便利に・安心して」ご利用いただけるクレジットカードです。
デビットカード	「J-Debit」のマークがある全国のお店で、お手持ちのJAキャッシュカードを端末に通し、暗証番号を入力するだけで、ご利用代金がキャッシュレスでご決済いただけます。
JAネットバンク	窓口やATMまで行かなくても、インターネットに接続されているパソコンや携帯電話からアクセスするだけで、振込や残高照会などの各種サービスが24時間ご利用いただけます。



当会の経営理念と経営方針

◆経営理念

「一人は万人のために、万人は一人のために」という協同組合精神の基本理念に基づき、信用事業を通じて、農業の発展と地域経済の振興に貢献し、美しい自然と豊かな地域社会の実現に寄与することを使命としています。

また、JAグループの一員として、会員JAの事業の振興とその組合員の経済状態の改善、社会的地位の向上に資することを経営理念としています。

◆経営方針

当会は、「JAバンク基本方針」に基づくJAバンクシステムの一員として、会員JA、JA組合員・利用者の皆さまから信頼を得るため、さらなる経営基盤の強化と良質で高度な金融サービスを提供するため、「中期経営計画書（平成22年度～平成24年度）」を策定し、次に掲げる項目を基本方針として取り組んでいます。

中期経営計画書（平成22年度～平成24年度）

1. JAバンク山口中期戦略（平成22年度～平成24年度）の着実な実践
 - （1）JAバンク県本部機能の充実
 - （2）JA信用事業強化の支援
 - （3）信用システムの安定運用
2. リスク管理・内部管理態勢の高度化と健全性の確保
 - （1）リスク管理態勢の高度化
 - （2）内部管理態勢の高度化
3. 安定収益の確保ならびに財務基盤の強化
 - （1）安定収益の確保
 - （2）財務基盤の強化
4. JA・信連の内外環境の変化に対応した事業の在り方の検討
 - （1）信用事業における「山口県広域農協合併基本構想（11JA構想）」の検証を行うとともに、中長期視点に立った機能・体制の整備の検討
 - （2）JA・信連の機能・役割を検討し、全体としてJAバンク山口がより一体性を強めるための事業の進め方の研究



コンプライアンス(法令等遵守)への取り組み

当会は協同組織の金融機関として、金融サービスの提供等、信用事業を通じて地域の農業者、住民および企業の発展・繁栄に貢献することを基本的な使命としており、社会的責任と公共的使命を認識するなかで法令等や社会的規範を遵守し、利用者の保護と利便性の向上を図り、また反社会的勢力に対しては断固として排除することにより、健全かつ適切な事業運営を行っていくことが最も重要であると考えています。

当会のコンプライアンス態勢については、8項目からなる「コンプライアンスの基本方針」のもとに、毎年コンプライアンスの具体的な実践計画として、理事会・経営管理委員会の決議を経て「コンプライアンス・プログラム」を策定しています。あわせて、「コンプライアンス委員会」を定期的開催し、コンプライアンスの企画推進、進捗管理等の審議や報告を行い、コンプライアンスの着実な実践の確保に努めています。

また、役職員に対しては、役職員の行動規範、遵守すべき法令等の解説およびコンプライアンスに関する諸規定等をまとめた「コンプライアンス・マニュアル」の周知徹底を図るとともに、教育・研修活動を通じてコンプライアンス重視の職場風土の醸成に努めています。なお、役職員は「コンプライアンス・カード」を携帯し、誠実・公正な業務を遂行するため、行動規範の自己チェックを行っています。

このように、当会はコンプライアンス態勢の強化・充実を経営の重要課題と認識し、健全で公正な業務運営を通じて皆さまや地域社会から信頼される金融機関を目指しています。

経営理念

「一人は万人のために、万人は一人のために」という協同組合精神の基本理念に基づき、信用事業を通じて、農業の発展と地域経済の振興に貢献し、美しい自然と豊かな地域社会の実現に寄与することを使命としています。

また、JAグループの一員として、会員JAの事業の振興とその組合員の経済状態の改善、社会的地位の向上に資することを経営理念としています。

コンプライアンスの基本方針

I 信連の社会的責任と公共的使命の認識
信連のもつ社会的責任と公共的使命を認識し、健全かつ適切な事業運営の徹底を図る。

II 会員等のニーズに適した質の高い金融等サービスの提供
「JAバンクシステム」の一員として、ニーズに適した質の高い金融および非金融サービスの提供並びに「JAバンク基本方針」に基づく指導等を通じて、県下JA系統信用事業を支援することによりその役割を十分に発揮し、会員・利用者および地域社会の発展に寄与する。

III 法令やルールの厳格な遵守
すべての法令やルールを厳格に遵守し、社会的規範にもとめることのない、公正な事業運営を遂行する。

IV 反社会的勢力の排除
社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、毅然とした態度で臨み、これを断固として排除する。

V 透明性の高い組織風土の構築とコミュニケーションの充実
経営情報の積極かつ公正な開示をはじめとして、系統内外とのコミュニケーションの充実を図りつつ、真に透明な経営の重要性を認識した組織風土を構築する。

VI 職員の人権の尊重等
職員の人権、個性を尊重するとともに、安全で働きやすい環境を確保する。

VII 環境問題への取組
資源の効率的な利用や廃棄物の削減を実践するとともに、環境保全に寄与する金融サービスを提供するなど、環境問題に取り組む。

VIII 社会貢献活動への取組
信連が社会の中においてこそ存続・発展し得る存在であることを自覚し、社会と共に歩む「企業市民」として、社会貢献活動に取り組む。

金融商品の勧誘方針

当会は、貯金その他の金融商品の販売等に係る勧誘にあたっては、次の事項を遵守し、お客様に対して適正な勧誘を行います。

- お客様の商品利用目的ならびに知識、経験、財産の状況および意向を考慮のうえ、適切な金融商品の勧誘と情報の提供を行います。
- お客様に対し、商品内容や当該商品のリスク内容など重要な事項を十分に理解していただくよう努めます。
- 不確実な事項について断定的な判断を示したり、事実でない情報を提供するなど、お客様の誤解を招くような説明は行いません。
- 電話や訪問による勧誘は、お客様ご都合に合わせて行うよう努めます。
- お客様に対し、適切な勧誘が行えるよう役職員の研修の充実を努めます。
- 販売・勧誘に関するお客様からのご質問やご照会については、適切な対応に努めます。

行動規範の自己チェック

自分の行為・行動が信連の社会的責任、公共的使命に照らし適切・妥当なものか、常に意識していますか。また、「コンプライアンス・マニュアル」は、よく理解し活用していますか。

以下の行動規範の項目について、自身に問いかけ確認してみましょう。

1. 基本的心構え

- 常にコンプライアンスを念頭に、誠実・公正な業務の遂行に心がけていますか。
- 顧客等、人に接するときは、「親切・丁寧・誠意」をもって対応していますか。
- 自己の立場・責任を自覚し、善管注意義務をもって、事務処理等に心がけていますか。
- 就業規則、その他の職場ルールを守り、円滑な業務遂行に努めていますか。
- 相手の人格を尊重し、セクハラの防止等、健全な職場環境の維持に努めていますか。

2. 業務遂行の心構え
(業務処理)

- 相手との約束（時間、場所、取り決め、報告事項等）は必ず守っていますか。
- 憶測や印象で判断することなく、正確な知識・情報の取得、事実確認に努めていますか。
- ミスに気付いたときや判断・処理に迷うときは、すぐに同僚や上司に相談していますか。

3. 私生活の心構え

- 私生活においても、信連の職員としての自覚をもって行動していますか。
- 社会的批判を受けやすいような投機的行為や賭けごと、資質を問われるような借財をしていませんか。

(秘密保持)

- 顧客等の取引情報や業務に関連して知り得た情報については、守秘義務が厳格に守られていますか。
- 顧客等の個人情報、当会の「個人情報保護方針」に基づいて、適切に取扱っていますか。
- 重要な文書、情報記憶媒体は、情報の流出、漏えい、紛失等が発生しないよう適切に管理していますか。

(法令・諸規定等の遵守)

- 信連の経営方針や事業計画に反するような行為をしていませんか。
- 各種法令、定款その他の規定等に反した事務処理、報告等をしていませんか。
- 融資や金融商品の販売等に関し、顧客への説明義務が守られていますか。
- 職務上の権限を逸脱した行為や顧客等への不当な利益の提供や便宜供いをしていませんか。
- 他人の不正・違法を発見したときは、ヘルプライン制度に基づき相談・通報ができますか。

(公私の区別)

- 顧客と癒着があると誤解を招かないよう、信連職員としての立場を常に自覚していますか。
- 社会常識に照らし、過度な接待や贈答をしたり、相手方から受けていませんか。

コンプライアンス・カード

〇〇役職員必携〇〇

私たちは、JAグループおよびJAバンクの一員として、また、信連の社会的責任と公共的使命に照らし「コンプライアンスの基本方針」の確認・遵守を行い、会員や利用者等の信頼と負託に応えてまいります。

このカードを常時携帯し、行動規範の自己チェックに努めます。



◆リスク管理体制

金融機関が抱えるリスクが複雑・多様化するなかで、会員・利用者の皆さまに安心して当会をご利用いただくためには、より健全性の高い経営を確保し、信頼性を高めていくことが重要です。

このため、有効な内部管理態勢を構築し、直面するさまざまなリスクに適切に対応すべく「リスクマネジメント基本方針」を策定し、認識すべきリスクの種類を明らかにするとともに、「リスク管理委員会」を設置するなど、リスク管理の基本的な体系を整備しています。また、この基本方針に基づき、収益とリスクの適切な管理などを通じてリスク管理の充実・強化に努めています。

統合的リスク管理

統合的リスク管理とは、金融機関の直面するリスクに関して、自己資本比率の算定には含まれないリスク（与信集中リスク、金利リスク等）も含めて、それぞれのリスク・カテゴリーごと（信用リスク、市場リスク、オペレーショナル・リスク等）に評価したリスクを総体的に捉え、金融機関の経営体力（自己資本）と比較・対照することによって、自己管理型のリスク管理を行うことをいいます。

当会では、「統合リスク管理要領」に基づき、リスク管理部門において、年度毎に策定する予算および各月末時点における市場リスク、信用リスクおよびオペレーショナル・リスクを計量化し、これを取得リスクとして、経営体力（自己資本額）の範囲内で設定した許容リスクとの対比により実績管理を行っています。

市場リスク管理

市場リスクとは、金利、為替、株式等の様々な市場のリスク・ファクターの変動により、資産・負債（オフ・バランスを含む。）の価値が変動し損失を被るリスク、資産・負債から生み出される収益が変動し損失を被るリスクをいいます。

当会では、「市場リスクマネジメント要領」に基づき、リスク管理部門においてVaR（※）（バリュー・アット・リスク）によりリスクを計量化することにより評価・分析を行うとともに、効率的かつ機能的なリスク・コントロールに努めています。VaRの計測が困難な市場取引に付随する信用リスクについては、業績や財務状況、格付等信用リスクに関するモニタリングを常時行うとともに、取引先別の格付に基づき与信限度額を設定し管理しています。また、信用リスクの定量的な管理（新BIS規制における標準的手法のリスク・ウェイトをもとに算出した所要自己資本額からリスク量を算出）も行っています。

また、日次ベースでのリスク管理として、有価証券の評価損益を計測し、前日比等を基準としたチェック・ポイントと、内部留保額を基準としたアラーム・ポイントにより、迅速なリスク管理に努めています。

※VaR（バリュー・アット・リスク）

一定の保有期間、一定の信頼区間のもとで被る可能性のある最大損失です。当会では、保有期間1ヶ月、信頼区間99%（変動幅2.33標準偏差）のVaRを分散・共分散法により算出しています。

信用リスク管理

信用リスクとは、信用供与先の財務状況の悪化等により、資産（オフ・バランス資産を含む。）の価値が減少ないし消失し、金融機関が損失を被るリスクをいいます。

当会では、「信用リスクマネジメント要領」に基づき、信用リスクに関するモニタリングを行うとともに、債務者別の内部格付に基づき与信限度額を設定し管理しています。また、信用リスクの定量的な管理（新BIS規制における標準的手法のリスク・ウェイトをもとに算出した所要自己資本額からリスク量を算出）にも努めています。

与信審査については、審査部門において個別案件の評価を行うなど、営業部門から切り離された独立性を確保しつつ、厳格かつ適格な判断を下せる体制を確立しています。

流動性リスク管理

流動性リスクとは、運用と調達の間隔のミスマッチや予期せぬ資金の流出により、必要な資金確保が困難になる、又は通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより損失を被るリスク（資金繰りリスク）及び市場の混乱等により市場において取引ができなかったり、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスク（市場流動性リスク）をいいます。

当会では、流動性リスクを市場リスクの一つと捉え、「市場リスクマネジメント要領」のなかに管理体制・管理手法を定めています。

資金繰りリスクについては、日次・月次ベースでの資金繰り、貯金、預金の満期構成等について十分に把握、分析を実施することにより管理を行うとともに、流動性の高い資産を準備するなど、リスクの顕在化に備えています。

市場流動性リスクについては、運用を行ううえでの重要な判断材料の一つとして、運用商品毎の市場流動性リスクを常時モニタリングしています。

オペレーショナル・リスク管理

オペレーショナル・リスクとは、金融機関の業務の過程、役職員の活動若しくはシステムが不適切であること又は外生的な事象により損失を被るリスク（自己資本比率の算定に含まれる分）及び金融機関自らが「オペレーショナル・リスク」と定義したリスク（自己資本比率の算定に含まれない分）をいいます。

当会では、「オペレーショナル・リスク管理要領」に基づき、それぞれのリスク管理を実施するとともに、各種内部管理手続に基づく事故等の未然防止を徹底しています。また、不測の事態に備えた「コンティンジェンシープラン（危機管理計画）」の策定と定期的な訓練、新しい金融商品の取り扱いや各種契約書類の作成にあたっての顧問弁護士によるリーガル・チェックを実施しています。

◆ 内部監査体制

当会では、業務執行部門から独立した「監査室」を設け、経営全般にわたる管理および各部門の業務の遂行状況を、内部管理体制の適切性と有効性の観点から検討・評価し、改善事項の勧告などを通じて業務運営の適切性の維持・改善に努めています。

また、内部監査は、当会の本所・支所の全てを対象とし、内部監査計画に基づき実施しています。監査結果は理事長および監事に報告した後、被監査部門に通知され、定期的に被監査部門の改善への取り組み状況をフォローアップしています。また、監査結果の概要を定期的に理事会に報告する



当会の業績

平成23年度の日本経済につきましては、東日本大震災の影響から短期的に大きく落ち込みましたが、その後の復興需要等を背景として緩やかな回復基調となり、概ね堅調に推移しました。しかしながら、依然として欧州債務問題がリスク要因として意識され、また、新興国の減速懸念や原油高など、景気の先行きには未だ不透明感が漂っています。

一方、県内系統信用事業をめぐる情勢といたしましては、農業従事者の高齢化や農家数の減少による市場の縮小に加え、他金融機関の攻勢もあり苦戦を強いられましたが、農業メインバンクや生活メインバンク等の取組みによる機能強化を図るなど、事業基盤の維持・拡大に鋭意取り組んでまいりました。

このような環境の下、当会の業務運営につきましては、JA山口県大会決議を踏まえ策定いたしました「中期経営計画（平成22～24年度）」の2年目として、計画の着実な実践による安定収益の確保と財務基盤の強化に取り組みました結果、計画を上回る剰余金を計上することができました。

貯金業務

当会貯金の原資であるJA貯金は、前年比0.1%の微増となったものの、全共連への出資金の流出による当会への預け入れの減少、地方公共団体等からの預け入れの減少も要因となり、期末残高は前年比0.7%減の8,715億円となりました。

融資業務

県内を基盤とする地場企業・個人への融資推進の展開による残高伸長に努めましたが、景気回復の遅れに伴う資金需要の低迷に加え、他金融機関からの金利引き下げを主因とした借換等による繰上償還などもあり、期末残高は前年比3.4%減の997億円となりました。

受託貸付業務

住宅金融支援機構資金の償還を主因に、受託貸付金全体の償還が進んだ結果、期末残高は前年比11.4%減の210億円となりました。

余裕金運用業務

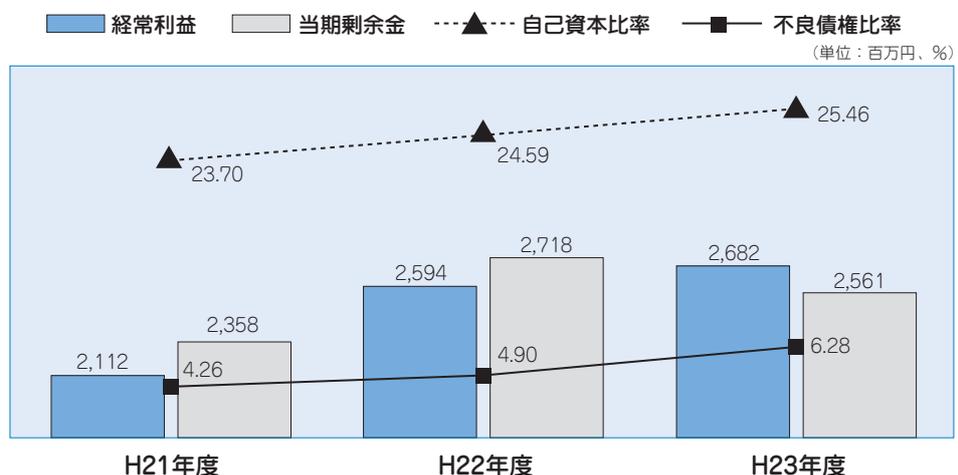
預け金運用では、預かり資産等の資金変動に対応するため、流動性資金を確保しつつ短期金利の動向を捉えながら効率運用に努めました。預け金につきましては、貸出並びに有価証券の残高減少に伴い、期末残高は前年比4.9%増の5,450億円となりました。

有価証券運用につきましては、減損懸念のある株式・株式投信を一部売却することにより、資産の健全化を図った結果、有価証券等の評価益は前期末62億円から今期末72億円となり、有価証券等の残高は前年比9.1%減の2,582億円となりました。

収支・自己資本比率

収支状況につきましては、中期経営計画（H22～H24）の2年目にあたり、安定収益の確保と財務基盤の強化に取り組んだ結果、当期剰余金は25億円となりました。また、剰余金の内部留保により自己資本比率は25.46%となりました。

最近3事業年度の収支状況





トピックス

第63回全国植樹祭クリーンアップ運動

平成24年5月27日に、山口市阿知須きらら浜において開催されました第63回全国植樹祭に先立ち、JAグループ山口も準備の一環として、県内外の参加者を清潔な会場で気持ちよくお迎えするため、会場周辺のクリーンアップ運動に参加しました。



清掃活動

『山口国体水泳会場に推奨花プランター、市内小中校にチューリップの球根を寄贈』

平成23年9月1日、山口国体に際し、社会貢献活動の一環として、23年度は農林中央金庫と合同で国体推奨花であるマリーゴールドのプランター300基を寄贈しました。

また、9月27日には、情操教育の推進として、市内の小中校52校へチューリップの球根を100球ずつ寄贈しました。



寄贈式

TPPをめぐる情勢について

平成24年3月29日、山口県農協農政会議は平成23年度臨時大会を開催し、平成24年度の活動計画を決定するなか、TPP交渉参加断固阻止に向けた取り組みを採択しました。

JAグループ山口では、県民一人ひとりがTPPについて考え、TPP交渉参加反対の輪を拡げていくため、県内各地域において、TPP交渉参加反対の啓発資材を配布するなど、「TPPから山口の食と暮らし・いのちを守る」と表し、県下統一の一斉街宣活動を展開しています。

JAバンク山口渉外担当者大会の開催

平成23年6月7日に山口県総合保健会館（健康づくりセンター）において、県内JAの渉外担当者の功労を称えることを目的に、「平成22年度JAバンク山口 渉外担当者大会」を開催しました。

当日は表彰式のほか、受賞者代表による体験発表や大会決議文の採択が行われ、信用事業のより一層の発展を目指し、決意を新たにする場となりました。



中尾理事長による挨拶



大会表彰



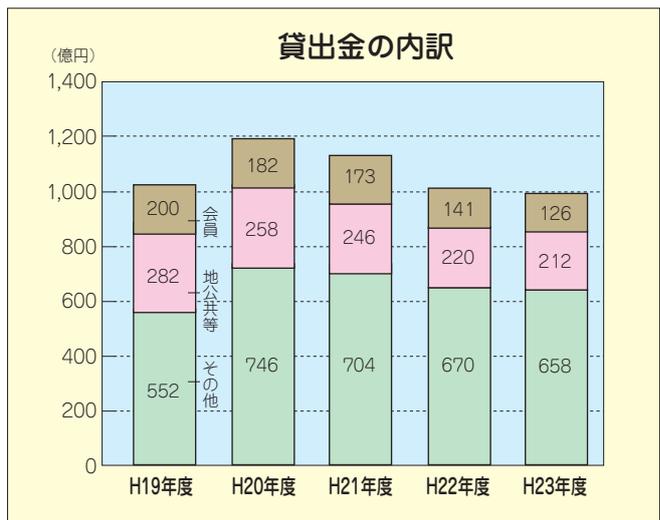
社会的責任と貢献活動

当会は、農家組合員の皆さまの経済的・社会的地位の向上を目指し、JAとの強い絆とネットワークを形成することによりJA信用事業機能強化の支援を行うとともに、地域社会の一員として地域経済の持続的発展に努めております。

また、金融機能の提供にとどまらず、環境、文化、教育といった面も視野に入れ、広く地域社会の活性化に積極的に取り組んでおります。

1. 地域への資金供給について

当会の資金は、そのほとんどが県内のJAにお預けいただいた組合員および地域の皆さまの大切な財産である貯金を原資としています。その資金をもとに、農業基盤の拡充と発展を目的とした農業関連融資や、地域経済を支える地元企業の発展を支援するための融資を行っています。



2. 地域農業の振興への貢献

(1) 農協金融強化の取組み

本県農業を取り巻く環境は、農業者の高齢化・後継者不足等による耕作放棄地の拡大や諸規制の緩和、および米価の下落等により農業者の経営安定及び自立には厳しい状況が続いています。

こうした状況の中、昨年度までに、担い手育成や意欲のある新規就農者の農業経営による経済的自立を支援するための資金として「担い手サポート資金」を、また農業者の農業生産性向上のための農業機械の取得等の資金需要に幅広く応えることを目的とする資金として「農機ハウスローン」を創設しています。

さらに平成23年4月より、設立5年を経過した集落型営農組織等の経営安定、規模拡大に必要な運転資金の融通を目的とした「農業法人等サポート資金」の取り扱いを開始し、平成23年度は同資金を加えた4資金についてJAバンク利子助成を行い、融資を受ける農業者等に対して借入負担の軽減を図っています。

なお、当会においてJAと連携して農業法人・農業関連企業の規模・経営拡大等の支援を目的とする「信連農業法人向け貸出」「信連農業関連企業貸出」の2資金を創設し、普及に努めています。

また、JA担い手金融リーダー会議を開催し、県下JAとの情報共有および農業の担い手への金融対応強化への取組みを行っているほか、県中央会が開催する「担い手支援対策会議」に参加し、情報収集・意見交換等を行っています。

(2) メイン強化先への対応

県内JAにおいては、農業者・農業法人に対する金融サービスを中心に十全な対応を行い、特に将来的な地域農業の担い手となりうる農業者等を「メイン強化先」と位置付け、信用部門・営農経済部門等とのJA内連携により資金ニーズの把握、サービスの提供・相談業務を行っています。

3. 地域密着型金融について

(1) JAバンク山口地産・地消応援定積キャンペーンの実施

平成23年10月3日～12月30日までの間、JAグループ“みんなのよい食プロジェクト”「JAバンク山口地産・地消応援定積キャンペーン」を実施しました。

期間中ご契約いただきました方に、県内JAの特産品をプレゼントしています。



(2) やまぐち子育て家庭応援事業への協賛

安心して子どもを生み、喜びを感じながら子育てができるよう、子どもや子育て家庭を社会全体で応援していくため、山口県が取り組む応援優待事業に県内JAが協賛事業所として加盟しており、18歳以下のお子様がいいらっしゃる個人の方を対象とした、子育て支援定期積金「のびすく定期積金」を取り扱い、お子様の人数に応じて定期積金の店頭表示金利に金利上乗せをしています。



(3) JAバンク山口「子ども絵画コンクール」の実施

子ども達が本コンクールを通じて、家族の大切さを思い、家族の絆を描くことにより、より豊かな心を育てることに貢献するとともに、JAと地域住民とのコミュニケーションを更に深めることを目的に、平成23年度よりJAバンク山口「子ども絵画コンクール」を実施しています。

応募いただきました作品は、平成23年度、1,654点となりました。

JAバンク山口では、応募作品数に応じ、165,400円を東日本大震災でご家族を亡くされた遺児の支援活動団体に対して寄附させていただきました。



県教育長賞受賞作品(小学1～3年生部門)



コンクール表彰

(4) JAアグリサポート事業

①JAバンク食農教育応援事業

- ・教材本贈呈事業

社会貢献活動の一環として、次世代を担う子どもたちに向け、農業に対する理解深耕のための教材本を作成し、県内のJAから地元小学校に配布しています。平成23年度のJA宛配布冊数は16,371冊となっています。



・教育活動助成事業

JAが独自に実施する子ども向けの食農教育に関わる諸活動に対し、全国の枠組みから費用助成を行っています。

②JAバンク新規就農応援事業

新規就農者向けに研修を行う農家・団体に対し、金銭面の助成を行っています。

(5) 緑の募金について

県土緑化運動の啓発と支援、学校林活動の支援など県土緑化の推進に活用される「緑の募金」に対し、多年にわたり寄付を行い貢献したとして、同募金にかかる業務を行っているやまぐち農林振興公社より感謝状をいただきました。



4. 利用者ネットワーク化への取り組み

「悠々倶楽部」活動への支援

長年にわたり農業や地域の発展に貢献された高齢者の皆さまに、健康促進と相互間の交流を図っていただくため、イベントの開催や旅行等の企画を行っています。

5. 金融円滑化への取り組み

金融円滑化については、地域金融機関として、「健全な事業を営む農業者をはじめとする地域のお客様に対して必要な資金を円滑に供給していくこと」を最も重要な役割のひとつとして位置づけ、適切な業務の遂行に取り組んでいます。



当会の概要

◆会 員 数

資 格	平成24年 3 月末現在	平成23年 3 月末現在
正 会 員	22	22
准 会 員	15	19
合 計	37	41

◆職 員 数

	平成24年 3 月末現在	平成23年 3 月末現在
男 子 職 員	59人	59人
女 子 職 員	37人	38人
嘱 託 常 備 人	15人	20人
合 計	111人	117人

◆自動化機器の設置状況

(平成24年 6 月末現在)

		店 舗 内	店 舗 外
J A 設 置	C D	0台	0台
	A T M	148台	31台
信 連 設 置	C D	0台	45台
	A T M	2台	7台

(注) 他金融機関との共同設置を含んでいます。

◆店 舗 一 覧

(平成24年 6 月末現在)

店 舗 名	所 在 地	電 話 番 号
本 所	山口市小郡下郷2139番地	083 (973) 2230
県 庁 内 支 所	山口市滝町 1 番 1 号	083 (923) 2337
美 祢 市 役 所 内 支 所	美祢市大嶺町東分326番地の1	0837 (52) 1075

◆子会社等（子法人等）

該当ありません。



役員・機構

役員

平成24年7月現在

経営管理委員会

経営管理委員会会長	神田 一夫
経営管理委員会副会長	吉村 基
経営管理委員	水津 俊男
経営管理委員	河村 壽雄
経営管理委員	辻 久男
経営管理委員	前田 文樹
経営管理委員	神尾 透
経営管理委員	金子 光夫
経営管理委員	小田 保男
経営管理委員	正 鬼 宏
経営管理委員	原 田 公 平
経営管理委員	弘 永 芳 朗
経営管理委員	山 本 伸 雄

理事会

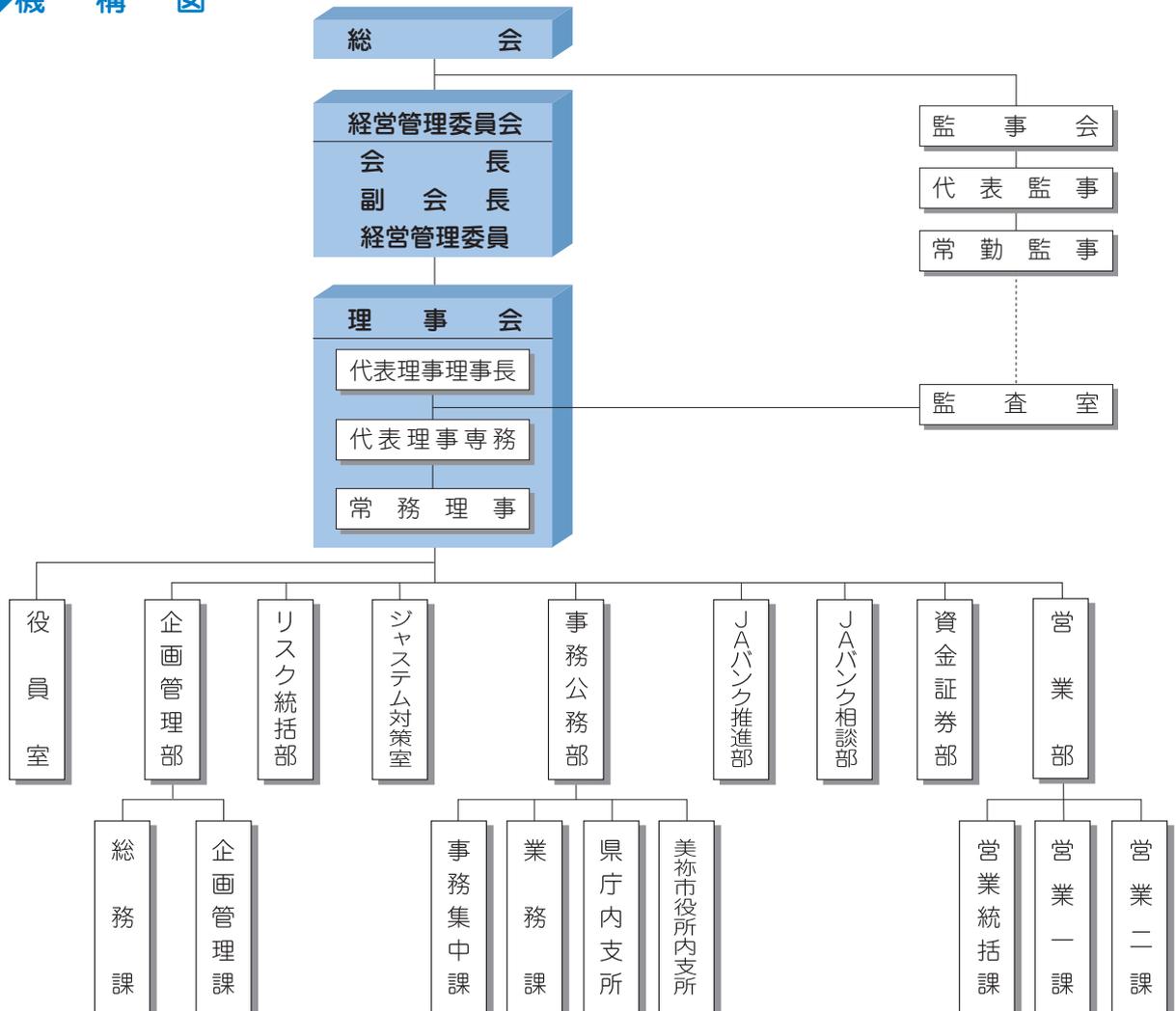
代表理事理事長	中尾 啓治
代表理事専務	安田 謙吾
常務理事	吉本 紀與志

監事

代表監事	山上 勝也
常勤監事	下田 秀一
監事	山本 善義
監事	江川 繼郎

機構

平成24年7月現在



組織



大正 4 年	「商業組合法」により「保証責任山口県信用組合联合会」を設立
昭和11年	「保証責任山口県購買販売联合会」と合併し「保証責任山口県信用購買販売联合会」を設立
昭和18年	「農業団体法」により「山口県農業会」に改組
昭和23年	「農業協同組合法」の制定に伴い「山口県信用農業協同組合連合会」を設立
昭和30年	山口県農協貯金100億円突破
昭和37年	田布施支所を廃止 本所事務所を山口県農協会館へ移転（現在の山口県 J A ビル）
昭和38年	住宅金融公庫代理業務開始
昭和39年	大田支所を廃止
昭和41年	久賀・美祢支所を廃止
昭和43年	厚狭・防府支所を廃止 山口県農協貯金1,000億円突破
昭和47年	山口県指定代理金融機関業務開始 当会貯金1,000億円突破
昭和54年	全国銀行内国為替制度加盟
昭和55年	山口県農協会館（J A ビル）別館完成 山口県農協貯金5,000億円突破
昭和56年	県内系統農協オンライン開通
昭和59年	全国農協貯金ネットサービス開始 県庁内支所を開設
昭和61年	岩国・柳井・萩・深川支所を廃止し、岩国・久賀・柳井・萩・深川代理所を開設 国債等窓販代理業務開始
平成 1 年	美祢市役所内支所を開設
平成 2 年	都銀・地銀とのCDオンライン提携（M I C S）開始
平成 3 年	5業態間CDオンライン提携開始
平成 4 年	山口県 J A 貯金 1 兆円突破 農協の新シンボルマークと愛称「J A」を導入
平成 5 年	久賀・柳井・深川代理所を廃止
平成 6 年	国債等窓口販売業務（自己窓販）開始
平成 8 年	新信用オンラインシステム稼動 萩代理所を廃止
平成 9 年	日銀歳入金の取扱開始
平成10年	系統信用事業の愛称として「J A バンク」を導入
平成11年	投資信託窓口販売業務の開始
平成12年	郵便貯金（現ゆうちょ銀行）とのCD・ATMオンライン提携
平成13年	インターネットバンキングサービス「J A ネットバンク」開始 岩国代理所を廃止
平成14年	「J A バンクシステム」発足 経営管理委員会制度導入
平成16年	確定拠出年金業務開始 徳山・下関支所を廃止
平成17年	全国統一オンラインシステム（J A S T E M）へ移行 新決済サービス「Pay-easy（ペイジー）」開始 セブン銀行とのATMオンライン提携
平成18年	印鑑照会システム稼動 新 J A カードの発行開始
平成19年	I C キャッシュカードの発行開始
平成20年	日銀歳入復代理店として取扱開始 確定拠出年金の取扱終了
平成21年	J A バンク A T M 入出金手数料の全国一斉無料化開始 J A 山口信連小郡別館を開設
平成22年	J A 山口信連小郡別館に、『J A バンク山口 年金センター』、『J A バンク山口 ローンセンター』を開設
平成23年	全国統一オンラインシステム（J A S T E M）次期システムへ移行 本所事務所を山口県農協会館（J A ビル）別館に移転



1 主要な業務

◆貯金業務

会員であるJAをはじめとした農業団体、地方公共団体、企業そして地域の皆さまからも貯金をお預かりしています。皆さまにお気軽にご利用いただけますよう、各種貯金をとりそろえています。

また、JAキャッシュカードをご利用いただけますと、全国のJAはもちろん、銀行、セブン-イレブンやイトーヨーカドー等に設置されたセブン銀行のATMなどで、現金のお引出しや残高照会などの取引がご利用いただけます。

◆融資業務

一般融資

当会では、地域でお預かりした大切な貯金を地域の繁栄のためにお役立てしたいと常に考えています。良質で豊富な信連資金は、農業関連産業をはじめ、一般企業、個人の方々にも広く利用されています。

設備資金、運転資金、住宅資金のほか、各種資金をご利用にあわせた条件でご融資しています。

公庫・制度資金

農業をされる方が安定した農業経営を維持するための農業経営基盤強化資金などの日本政策金融公庫農林水産事業資金をはじめ、利用者の皆さまの豊かな生活をお手伝いする住宅金融支援機構や日本政策金融公庫国民生活事業（教育資金）の資金なども取り扱っています。

融資審査

融資にあたっては、専任審査体制による厳正な審査により、貸出資産の健全化を図っています。

◆証券業務

幅広い資金運用ニーズにお応えするため、国債や証券投資信託の窓口販売を行っています。

◆為替業務

北海道から沖縄まで、全国のJA、信連、農林中金の各店舗がひとつのネットワークによって結ばれ、さらに全国の各金融機関とも全銀データ通信システムにより結ばれており、振込、送金、手形の取立などの取引を迅速、確実に行っています。また、このネットワークは給与振込や各種の年金振込などに広く利用され、給与や年金受給者のご要望にお応えしています。

2 金融商品の勧誘方針

当会は、貯金その他の金融商品の販売等に係る勧誘にあたっては、次の事項を遵守し、お客様に対して適正な勧誘を行います。

1. お客様の商品利用目的ならびに知識、経験、財産の状況および意向を考慮のうえ、適切な金融商品の勧誘と情報の提供を行います。
2. お客様に対し、商品内容や当該商品のリスク内容など重要な事項を十分に理解していただくよう努めます。
3. 不確実な事項について断定的な判断を示したり、事実でない情報を提供するなど、お客様の誤解を招くような説明は行いません。
4. 電話や訪問による勧誘は、お客様のご都合に合わせて行うよう努めます。
5. お客様に対し、適切な勧誘が行えるよう役職員の研修の充実に努めます。
6. 販売・勧誘に関するお客様からのご質問やご照会については、適切な対応に努めます。

3 利用者保護等管理方針

当会は、お客様の正当な利益の保護と利便の確保のため、以下の方針を遵守いたします。また、お客様の保護と利便の向上に向けて継続的な取り組みを行ってまいります。

1. お客様に対する取引または金融商品の説明（経営相談等をはじめとした金融円滑化の観点からの説明を含む。）および情報提供を適切かつ十分にいたします。
2. お客様からの相談・苦情等については、公正・迅速・誠実に対応（経営相談等をはじめとした金融円滑化の観点からの対応を含む。）し、お客様の理解と信頼が得られるよう適切かつ十分に対応します。
3. お客様に関する情報については、法令等に基づく適正かつ適法な手段による取得ならびに情報の紛失、漏洩および不正利用等の防止のための必要かつ適切な措置を講じます。
4. 当会が行う事業を外部に委託するにあたっては、お客様情報の管理やお客様への対応が適切に行われるよう努めます。
5. 当会との取引に伴い、当会のお客様の利益が不当に害されることのないよう、利益相反管理のための態勢整備に努めます。

4 利益相反管理方針の概要

当会は、お客様の利益が不当に害されることのないように保護し、農業協同組合法、金融商品取引法および関係するガイドラインに基づき、利益相反のおそれのある取引を適切に管理するための体制を整備するため、利益相反管理方針（以下、「本方針」という。）の概要を次のとおり公表いたします。

1. 対象取引の範囲
本方針の対象とする利益相反のおそれのある取引とは、当会が行う信用事業関連業務または金融商品関連業務にかかるお客様との取引であって、お客様の利益を不当に害するおそれのある取引をいいます。
2. 利益相反のおそれのある取引の類型
利益相反のおそれのある取引の類型は次のとおりです。
 - (1) お客様と当会の間で利益が相反する場合
 - (2) お客様と他のお客様との間で利益が相反する場合
3. 利益相反管理統括部署
当会は、利益相反のおそれのある取引の特定および利益相反管理に関する当会全体の管理体制を統括するための利益相反管理統括部署およびその責任者を定めます。この統括部署は、営業部門等からの影響を受けないものとします。
4. 利益相反の管理の方法
利益相反のおそれのある取引を特定した場合には、次に掲げる方法により当該利用者の保護を適正に確保します。
 - (1) 対象取引を行う部門と当該利用者との取引を行う部門を分離する方法
 - (2) 対象取引または当該利用者との取引の条件もしくは方法を変更し、または中止する方法
 - (3) 対象取引に伴い、当該利用者の利益が不当に害されるおそれがあることについて、当該利用者適切に開示する方法（ただし、当会が負う守秘義務に違反しない場合に限り。）
 - (4) その他対象取引を適切に管理するための方法
5. 利益相反管理体制
当会は利益相反管理体制を整備し、以下のとおり実効性のあるものにします。
 - (1) 統括部署は、本方針にそって、利益相反のおそれのある取引の特定および利益相反管理を適正に実施します。
 - (2) 当会の役職員に対し、本方針および本方針を踏まえた内部規定に関する研修を実施し、利益相反管理についての周知徹底に努めます。
 - (3) 当会は、本方針に基づく利益相反管理体制について、その適切性および有効性を定期的に検証し、必要に応じて見直しを行います。

5 金融円滑化にかかる基本的方針

当会は、地域金融機関として、「健全な事業を営む農業者をはじめとする地域のお客様に対して必要な資金を円滑に供給していくこと」を「当会の最も重要な役割のひとつ」として位置付け、当会の担う公共性と社会的責任を強く認識し、その適切な業務の遂行に向けて取り組みます。

1. お客様からの新規融資や貸付条件の変更等の申込みがあった場合には、お客様の特性および事業の状況を勘案しつつ、できる限り、柔軟に対応するように努めます。
2. 事業を営むお客様からの経営相談に積極的かつきめ細かく取り組み、お客様の経営改善に向けた取り組みを支援できるように努めます。
3. お客様からの新規融資や貸付条件の変更等の相談・申込みがあった場合には、お客様の経験等に応じて、説明および情報提供を適切かつ十分に行うように努めます。また、謝絶する場合には、その理由を可能な限り具体的にかつ丁寧に説明するように努めます。
4. お客様からの新規融資や貸付条件の変更等の相談・申込みに対する問い合わせ、相談、要望および苦情については、公正・迅速・誠実に対応し、お客様の理解と信頼が得られるように努めます。
5. 中小企業者等金融円滑化法への対応
農業事業者、中小企業者および住宅ローン利用のお客様からの新規融資や貸付条件の変更等の申込みがあった場合には、お客様の特性および事業の状況を勘案しつつ、できる限り、柔軟に対応するように努めます。また、その際には、他の金融機関や日本政策金融公庫、住宅金融支援機構、農業信用基金協会、中小企業再生支援協議会等との緊密な連携を図るように努めます。
6. 金融円滑化管理に関する体制
お客様からの新規融資や貸付条件の変更等の申込みに対し、円滑な措置をとることができるように、以下の体制を整備しております。
 - (1) コンプライアンス委員会にて、金融円滑化にかかる対応を一元的に管理し、組織横断的に協議します。
 - (2) 金融円滑化管理責任者を設置し、当会全体における金融円滑化の方針や施策の徹底に努めます。
 - (3) 金融円滑化管理責任部署、金融円滑化管理担当者を設置し、金融円滑化の方針や施策の徹底に努めます。
7. 本方針に基づく金融円滑化管理態勢について、その適切性および有効性を定期的に検証し、必要に応じて見直しを行います。

6 反社会的勢力への対応に関する基本的方針

当会は、健全な業務運営を遂行するため、「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針（平成19年6月19日犯罪対策閣僚会議幹事申合せ）」等を遵守し、反社会的勢力に対しては、一切の関係を遮断するため、断固とした姿勢で臨むことをここに宣言します。

(反社会的勢力との決別)

1. 当会は、取引関係を含めて、排除の姿勢を持って対応し、反社会的勢力による不当要求を拒絶します。(組織的な対応)
2. 当会は、反社会的勢力に対しては、組織的な対応を行い、職員の安全確保を最優先に行動します。(外部専門機関との連携)
3. 当会は、警察、暴力追放運動推進センター、弁護士など、反社会的勢力を排除するための各種活動を行っている外部専門機関等と密接な連携をもって、反社会的勢力と対決します。

7 金融ADR制度への対応

① 苦情処理し措置の内容

当会では、苦情処理措置として、業務運営体制・内部規則等を整備のうえ、その内容をホームページ・チラシ等で公表するとともに、JAバンク相談所とも連携し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。

当会の相談・苦情等受付窓口 企画管理部総務課(電話:083-973-1182【月曜～金曜(祝祭日・年末年始を除く) 9時～15時】)

② 紛争解決措置の内容

当会では、紛争解決措置として、次の外部機関を利用しています。

福岡県弁護士会紛争解決センター(電話:093-561-0360【北九州】、092-741-3208【福岡】、0942-30-0144【久留米】) 広島弁護士会仲裁センター(電話:082-225-1600)、東京弁護士会紛争解決センター(電話:03-3581-0031) 第一東京弁護士会仲裁センター(電話:03-3595-8588)、第二東京弁護士会仲裁センター(電話:03-3581-2249)

総合紛争解決センター(大阪府)

①の窓口または山口県JAバンク相談所(電話:083-902-7507)にお申し出ください。なお、各弁護士会等に直接紛争解決をお申し立ていただくことも可能です。(ただし、総合紛争解決センター(大阪府)のみ、JAバンク相談所等を通してのご利用となりますのでご了承ください。)



手数料一覧

平成24年6月末現在

◆内国為替手数料（1件につき）

（単位：円）

種類	取扱区分	当会の本・支所	県内JA	その他の金融機関
振込手数料				
電 信 扱	3万円未満	210	210	420
	3万円以上	420	420	630
文 書 扱	3万円未満	210	210	420
	3万円以上	420	420	630
同一店内振込	3万円未満	105	—	—
	3万円以上	315	—	—
ATM振込サービス・インターネットバンキングご利用の場合				
電 信 扱	3万円未満	105	105	210
	3万円以上	210	210	420
同一店内振込	3万円未満	無料	—	—
	3万円以上	無料	—	—
FD（フロッピーディスク）・定額自動送金サービスご利用の場合				
電 信 扱	3万円未満	105	105	315
	3万円以上	315	315	525
同一店内振込	3万円未満	無料	—	—
	3万円以上	無料	—	—
送金手数料				
普通扱（送金小切手）		420	420	630
代金取立手数料				
隔 地 間	普通扱	420	420	630
	至急扱	420	420	840
同一交換区域内（手形）		315	315	315
同一交換区域内（小切手）		105	105	105
その他の諸手数料				
振込・送金の組戻料		630	630	630
不渡手形返却料		630	630	630
取立手形組戻料		630	630	630
取立手形店頭呈示料		630	630	630

- （注） 1. ATM振込サービスご利用の場合、当会および県内JA発行のキャッシュカードのみご利用いただけます。
 2. 定額自動送金サービスは口座引落手数料が別途52円必要になります。
 3. 取立手形の店頭呈示に要する実費が630円を超える場合は、その実費を申し受けます。

◆手形小切手帳発行手数料

（単位：円）

小 切 手 帳	1冊（50枚）	840
約 束 手 形 帳	1冊（50枚）	1,050
約 束 手 形 帳	1冊（20枚）	420
為 替 手 形 帳	1冊（20枚）	420

◆CD・ATM利用手数料

(単位：円)

		平日	土曜日		日・祝日・年末・正月
		8:45~17:30	9:00~14:00	14:00~17:00	9:00~17:00
当会・県内JAキャッシュカード	出金	無料	無料	無料	無料
	入金				
県外JAキャッシュカード	出金	無料	無料	無料	無料
	入金				
提携金融機関カード		105	105	210	210
JFマリンバンクカード	出金	無料	無料	無料	無料
		三菱東京UFJ銀行カード	無料	105	105
自動キャッシング	出金	無料	無料	105	105

- (注) 1. 上記には、他金融機関との共同設置によるCD・ATMは含めておりません。また、CD・ATMの稼働日・時間帯は、店舗によって異なります。各キャッシュサービスコーナーでご確認ください(本所・県庁内支所は平日のみの稼働となります)。
2. 時間外のご利用には、別途手数料がかかる場合がございます。各キャッシュサービスコーナーに備え置かれたパンフレット等でご確認ください。

◆両替・硬貨入金手数料

硬貨・紙幣の両替手数料

(単位：円)

持込み・持帰り合計枚数	100枚以下	無料
	101枚以上500枚以下	315
	501枚以上	525

硬貨入金手数料

500枚以上の硬貨入金について、入金額の1.05% (上限：525円)

◆その他

(単位：円)

払戻回数超過手数料(貯蓄貯金I型) (1ヶ月間に5回を超えて払戻しをすることはその払戻し1回あたり)	105	
貯金間振替手数料(定型自動振替)	無料	
他所払小切手入金手数料	為替取立手数料に準ずる	
自己宛小切手発行手数料	420	
通帳・証書再発行手数料(1件あたり)	1,050	
ICキャッシュカード発行手数料(単体型1枚あたり)	無料	
ICキャッシュカード発行手数料(クレジット一体型)	無料	
キャッシュカード再発行手数料(1枚あたり)	1,050	
ワイドカード発行手数料	無料	
ワイドカード再発行手数料	1,050	
残高証明書発行手数料	都度発行	420
	継続発行	210
国債等保護預り口座兼振替決済口座管理手数料(1ヶ月あたり)	105	
国債等保護預り残高証明書発行手数料	無料	
投信販売手数料・解約手数料	ファンド毎の料率	
投信保護預り残高証明書発行手数料	210	
保護預り手数料(消費税別途) (ただし、500円に満たない場合は500円)	月末残高×1/12×5/10,000	
個人情報保護法に係る開示手数料(1件あたり)	525	

上記手数料には消費税(5%)が含まれています。

資料編

CONTENTS

貸借対照表	27
損益計算書	28
キャッシュ・フロー計算書	29
平成23年度注記表	30
平成22年度注記表	36
剰余金処分計算書	42
財務諸表の適正性等にかかる確認	42
損益の状況	43
貯金に関する指標	45
貸出金等に関する指標	46
有価証券に関する指標	50
経営諸指標	53
自己資本の充実の状況	54
役員等の報酬体系	69

貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	平成23年度 (平成24年3月31日)	平成22年度 (平成23年3月31日)	科 目	平成23年度 (平成24年3月31日)	平成22年度 (平成23年3月31日)
(資産の部)			(負債の部)		
現金	534	1,218	貯金	871,557	877,917
預け金	545,019	519,784	当座貯金	20,346	16,654
系統預け金	544,971	519,246	普通貯金	6,379	5,927
系統外預け金	48	538	貯蓄貯金	21	18
譲渡性預け金	—	—	通知貯金	3,110	5,050
コールローン	—	—	別段貯金	349	812
買現先勘定	—	—	定期貯金	841,351	849,454
債券貸借取引支払保証金	—	—	譲渡性貯金	—	—
買入手形	—	—	売現先勘定	—	—
買入金銭債権	1,494	1,565	債券貸借取引受入担保金	—	—
金銭の信託	7,341	7,411	借用金	20,000	20,000
有価証券	249,439	275,129	代理業務勘定	42	31
国債	148,762	165,663	その他負債	1,258	1,554
地方債	13,271	13,987	未払費用	810	858
短期社債	—	—	前受収益	18	28
社債	20,341	21,545	その他の負債	430	667
外国証券	29,896	31,778	諸引当金	954	946
株式	8,813	9,521	賞与引当金	42	—
受益証券	23,776	27,761	退職給付引当金	886	911
投資証券	4,576	4,871	役員退職慰労引当金	25	34
その他の証券	—	—	繰延税金負債	1,298	970
貸出金	99,765	103,269	債務保証	2,151	2,351
手形貸付	696	784	負債の部合計	897,263	903,771
証書貸付	67,497	72,031	(純資産の部)		
当座貸越	6,458	6,843	出資金	35,542	35,542
金融機関貸付	25,078	23,578	(うち後配出資金)	(20,000)	(20,000)
割引手形	34	32	回転出資金	1,325	1,904
その他資産	1,456	1,025	資本準備金	—	—
未収収益	691	816	再評価積立金	5	5
その他の資産	765	208	利益剰余金	13,897	11,756
有形固定資産	825	844	利益準備金	7,779	7,179
建物	291	311	その他利益剰余金	6,117	4,577
土地	505	505	特別積立金	2,300	600
リース資産	—	—	当期末処分剰余金	3,817	3,977
建設仮勘定	4	—	(うち当期剰余金)	(2,561)	(2,718)
その他の有形固定資産	23	27	処分未済持分	—	—
無形固定資産	174	185	会員資本合計	50,770	49,209
ソフトウェア	169	180	その他有価証券評価差額金	5,680	4,934
リース資産	—	—	繰延ヘッジ損益	—	—
その他の無形固定資産	4	5	評価・換算差額等合計	5,680	4,934
外部出資	48,148	48,191	純資産の部合計	56,451	54,144
系統出資	47,091	47,091			
系統外出資	1,056	1,099			
子会社等出資	—	—			
繰延税金資産	—	—			
債務保証見返	2,151	2,351			
貸倒引当金	△2,635	△3,061			
外部出資等損失引当金	—	—			
資産の部合計	953,714	957,916	負債及び純資産の部合計	953,714	957,916

損益計算書

(単位：百万円)

科 目	平成23年度 (自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)	平成22年度 (自平成22年4月1日 至平成23年3月31日)	科 目	平成23年度 (自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)	平成22年度 (自平成22年4月1日 至平成23年3月31日)
経常収益	13,754	13,267	役務取引等費用	799	769
資金運用収益	10,733	11,411	支払為替手数料	28	28
貸出金利息	2,310	2,472	その他の支払手数料	767	737
預け金利息	337	552	その他の役務取引等費用	3	3
有価証券利息配当金	4,283	4,468	その他事業費用	1,350	619
コールローン利息	—	—	支払助成金	—	—
買現先利息	—	—	外国為替売買損	—	—
債券貸借取引受入利息	—	—	買入金銭債権売却損	—	—
買入手形利息	—	—	国債等債券売却損	269	619
金利スワップ受入利息	—	—	国債等債券償還損	1,038	—
その他受入利息	3,802	3,918	国債等債券償却	—	—
(うち受取奨励金)	(3,684)	(3,858)	金融派生商品費用	42	—
(うち受取特別配当金)	(63)	(—)	その他の事業費用	—	—
役務取引等収益	1,314	1,318	経費	2,032	1,895
受入為替手数料	36	37	人件費	842	786
その他の受入手数料	1,276	1,278	物件費	1,138	1,054
その他の役務取引等収益	2	2	税金	51	55
その他事業収益	1,017	185	その他経常費用	426	465
受取助成金	—	—	貸倒引当金繰入額	—	—
買入金銭債権売却益	—	—	貸出金償却	—	—
国債等債券売却益	506	144	債権売却損	—	—
国債等債券償還益	240	10	株式等売却損	423	—
金融派生商品収益	—	25	株式等償却	—	404
その他の事業収益	269	4	金銭の信託運用損	—	57
その他経常収益	689	353	その他の経常費用	2	3
貸倒引当金戻入益	360	—	経常利益	2,682	2,594
償却債権取立益	—	—	特別利益	1	125
株式等売却益	208	250	固定資産処分益	—	14
金銭の信託運用益	76	57	不動産圧縮特別勘定戻入	—	—
債権売却益	0	—	貸倒引当金戻入益	—	110
その他の経常収益	43	45	償却債権取立益	—	—
経常費用	11,072	10,673	その他の特別利益	1	0
資金調達費用	6,462	6,923	特別損失	93	5
貯金利息	385	878	固定資産処分損	93	5
譲渡性貯金利息	0	0	不動産圧縮損	—	—
借入金利息	732	730	不動産圧縮特別勘定繰入	—	—
売現先利息	—	—	減損損失	—	—
債券貸借取引支払利息	—	—	その他の特別損失	—	—
金利スワップ支払利息	—	—	臨時損失	—	—
その他支払利息	5,344	5,314	税引前当期利益	2,590	2,714
(うち支払奨励金)	(5,334)	(5,305)	法人税、住民税及び事業税	5	5
			法人税、住民税及び事業税追徴額	—	3
			法人税、住民税及び事業税還付額	—	—
			法人税等調整額	23	△ 13
			法人税等合計額	28	△ 4
			当期剰余金	2,561	2,718
			当期首繰越剰余金	1,255	1,258
			当期末処分剰余金	3,817	3,977

キャッシュ・フロー計算書

(単位：百万円)

科 目	平成23年度 (自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)	平成22年度 (自平成22年4月1日 至平成23年3月31日)
1 事業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期利益	2,590	2,714
減価償却費	76	71
貸倒引当金の増加額	△ 426	△ 175
賞与引当金の増加額	42	—
退職給付引当金の増加額	△ 34	36
資金運用収益	△ 10,733	△ 11,411
資金調達費用	6,462	6,923
有価証券関係損益(△)	610	506
金銭の信託の運用損益(△)	△ 60	20
固定資産処分損益(△)	93	△ 8
貸出金の純増(△)減	3,504	9,147
預け金の純増(△)減	△ 13,268	4,000
貯金の純増減(△)	△ 6,359	11,006
事業分量配当金の支払額	△ 165	—
その他の	△ 242	△ 537
資金運用による収入	10,904	11,798
資金調達による支出	△ 6,587	△ 7,502
小 計	△ 13,592	26,588
法人税等の支払額	△ 5	△ 7
事業活動によるキャッシュ・フロー	△ 13,597	26,580
2 投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券の取得による支出	△ 20,540	△ 38,672
有価証券の売却による収入	41,351	13,057
有価証券の償還による収入	4,998	12,377
固定資産の取得による支出	△ 81	△ 97
固定資産の処分による収入	△ 57	20
外部出資の増加による支出	△ 24	△ 31
外部出資の減少による収入	66	7
投資活動によるキャッシュ・フロー	25,714	△ 13,339
3 財務活動によるキャッシュ・フロー		
出資配当金の支払額	△ 255	—
回転出資金の受入による収入	165	—
回転出資金の払戻しによる支出	△ 744	△ 293
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 834	△ 293
4 現金及び現金同等物に係る換算差額	—	—
5 現金及び現金同等物の増加額（又は減少額△）	11,281	12,948
6 現金及び現金同等物の期首残高	45,532	32,583
7 現金及び現金同等物の期末残高	56,814	45,532

平成23年度 注記表

1 重要な会計方針に関する事項

- (1) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しており、金額百万円未満の科目については「0」で表示しています。
- (2) 有価証券（外部出資決定の株式を含む。）の評価基準及び評価方法は、有価証券の保有目的区分ごとに次のとおり行っています。
 - ・ 売買目的有価証券……………時価法（売却原価は移動平均法により算定）
 - ・ 満期保有目的の債券……………定額法による償却原価法（売却原価は移動平均法により算定）
 - ・ 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式……………原価法（売却原価は移動平均法により算定）
 - ・ その他有価証券
 - 時価のあるもの……………決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
 - 時価を把握することが極めて困難と認められるもの……………原価法（売却原価は移動平均法により算定）
 なお、取得価額と券面金額との差額のうち金利調整と認められる部分については償却原価法による取得価額の修正を行っています。
- (3) 金銭の信託（合同運用を除く。）において信託財産を構成している有価証券の評価基準及び評価方法は、上記(2)の有価証券と同様の方法によっており、信託の契約単位ごとに当年度末の信託財産構成物である資産及び負債の評価額の合計額をもって貸借対照表に計上しています。
- (4) デリバティブ取引の評価は時価法により行っています。
- (5) 有形固定資産（リース資産を除く。）の減価償却は、それぞれ次の方法により行い資産から直接減額して計上しています。
 - 建 物 定率法（ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については、定額法）を採用しています。なお、主な耐用年数は19年～50年です。
 - 建物以外 定率法を採用しています。なお、主な耐用年数は5年～15年です。
- (6) 無形固定資産（リース資産を除く。）の減価償却は、定額法により償却しています。そのうち自社利用ソフトウェアについては、当会における利用可能期間（5年）に基づいて償却しています。
- (7) 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産の減価償却は、リース期間を耐用年数とした定額法によることとしていますが、対象となる取引はありません。
- (8) 外貨建資産は、主として決算日の為替相場による円換算額を付しています。
- (9) 引当金の計上方法
 - ① 貸倒引当金
 - 貸倒引当金は、「資産の償却・引当要領」に則り、次のとおり計上しています。
 - 正常先債権及び要注意先債権（要管理債権を含む。）に相当する債権については、一定の種類毎に分類し、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき算定した額と税法基準に基づき算定した繰入限度額とを比較し、いずれが多い額（当年度は税法基準を採用）を計上しています。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権の元本の回収及び利息の受け取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローと債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額との差額を個別貸倒引当金として引き当てています。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を引き当てています。
 - すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、資産査定実施部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引き当てを行っています。
 - ② 賞与引当金
 - 賞与引当金については、職員への賞与の支払に備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当年度に帰属する額を計上しています。
 - ③ 退職給付引当金
 - 退職給付引当金については、職員の退職給付に備えるため、当年度末における職員の自己都合退職の場合の要支給額を基礎として計上しています。
 - ④ 役員退職慰労引当金
 - 役員退職慰労引当金については、役員の退任給与の支給に備えるため、「役員退職慰労金規程」に基づき、当年度末要支給見積額を計上しています。
- (10) 所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっています。
- (11) 消費税等の会計処理
 - 消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の会計処理は、税抜方式によっています。ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は当年度の費用に計上しています。
 - （追加情報）
 - 当年度の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正から、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号平成21年12月4日）及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第24号平成21年12月4日）を適用しています。
 - なお、「金融商品会計に関する実務指針」（日本公認会計士協会会計制度委員会報告第14号）に基づき、当年度の「貸倒引当金戻入益」は、「その他経常収益」に計上しています。

2 表示方法の変更に関する事項

役員退職慰労金は従来「その他経常費用」で計上していました。役員退職慰労引当金繰入額は「経費」の「人件費」で計上しており、その整合性から役員退職慰労金を当年度より「経費」の「人件費」で計上しています。

3 貸借対照表に関する事項

- (1) 有形固定資産の減価償却累計額は1,235百万円です。また、有形固定資産の圧縮記帳額は296百万円です。
- (2) 貸借対照表に計上した固定資産のほか、リース契約により使用している重要な固定資産として電子計算機等があり、未経過リース料年度末残高相当額は次のとおりです。

	1年以内	1年超	合計
所有権移転外ファイナンス・リース	0百万円	17百万円	17百万円
オペレーティング・リース	－百万円	99百万円	99百万円

- (3) 為替決済、公金等取扱の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、預金35,735百万円、有価証券243百万円及びその

他資産2百万円を差し入れてあります。

なお、その他資産のうち差入保証金は2百万円です。

- (4) 子会社等に対する金銭債権・債務はありません。
- (5) 理事、経営管理委員及び監事との間の取引による金銭債権・債務はありません。
- (6) 貸出金のうち、破綻先債権額は55百万円、延滞債権額は5,752百万円です。
なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金です。
また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金です。
- (7) 貸出金のうち、3か月以上延滞債権額は39百万円です。
なお、3か月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものです。
- (8) 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は289百万円です。
なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払い猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3か月以上延滞債権に該当しないものです。
- (9) 破綻先債権額、延滞債権額、3か月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は6,136百万円です。
なお、(6)から(9)に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。
- (10) 割引手形は、業種別監査委員会報告第24号に基づき、金融取引として処理しています。これにより受け入れた商業手形は、自由に処分できる権利を有していますが、その額面金額は34百万円です。
- (11) 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約です。これらの契約に係る融資未実行残高は、44,241百万円です。
- (12) 貸出金には、他の債権よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付貸出金19,578百万円が含まれています。
- (13) 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金20,000百万円が含まれています。

4 損益計算書に関する事項 記載する事項はありません。

5 金融商品に関する事項

- (1) 金融商品の状況に関する事項
 - ① 金融商品に対する取組方針
当会は、山口県を事業区域として、県内の農業協同組合（JA）等が会員である相互扶助型の農業専門金融機関であり、地域経済の活性化に資する地域金融機関です。
JAは農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域へ貸付け、その残りを当会が預かる仕組みとなっています。
当会では、これを原資として、資金を必要とするJAや農業に関連する企業・団体及び、県内の地場企業や団体、地方公共団体及び一般企業などに貸付を行っています。
また、残った資金は農林中央金庫に預け入れるほか、国債や地方債等の債券、投資信託、株式等の有価証券による運用を行っています。
 - ② 金融商品の内容及びそのリスク
当会が保有する金融資産は、主として県内の取引先（及び個人）に対する貸出金及び有価証券であり、貸出金は、貸出先の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。
また、有価証券は、主に株式、債券、投資信託であり、満期保有目的、純投資目的（売買目的及びその他目的）で保有しています。
これらは、それぞれの発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されています。
借入金には、自己資本増強の一環として、県内の会員JAから借り入れた永久劣後特約付借入金です。
劣後特約付借入金は、債務返済の履行が他の債務よりも後順位である旨の特約が付された無担保・無保証の借入金であり、自己資本比率の算出において補完的項目として自己資本への計上が認められているものですが、その劣後特約が付されていない借入金よりも高い金利設定となっています。
 - ③ 金融商品に係るリスク管理体制
当会は、リスクマネジメント基本方針において、当会におけるリスク管理の基本的方針を明らかにするとともに、当会の業務から発生する個々のリスク管理については、基本方針の考え方に則り、リスク特性を踏まえたリスク管理要領を個別に定めています。また、経営が抱えるリスク構造等の実態把握と諸リスクの統合管理、これらを踏まえた各種リスクに係る限度額の設定・管理等の方針決定や、諸情報を分析し適切に経営の判断に資することを目的としてリスク管理委員会を設置しています。
 - a 信用リスクの管理
信用リスク管理においては信用リスクマネジメント要領を定め、当会のオンバランス・オフバランス・資産・負債を合わせたバランスシート全体を対象として管理しています。
信用リスク取引にかかる経営戦略に基づく具体的方針・統合的な信用リスクに関する方針等の策定、個別案件の審査、執行の担当部署がそれぞれ組織的に分離・独立して行っています。
また、リスクマネジメント手法としてリスク量の把握、内部格付、外部格付、自己査定、個別審査、与信限度、大口信用供与規制管理などによって管理しており、当会全体の格付別・業種等や各種限度額に関する与信状況についてモニタリングを行うとともに、リスク管理委員会において協議のうえ、四半期毎に経営管理委員会、理事会へ報告しています。
 - b 市場リスクの管理
金利、有価証券等の価格、為替等の様々な市場のリスク・ファクターの変動により保有する資産・負債（オフバランス資産・負債を含む。）の価値が変動する市場リスクについては市場リスクマネジメント要領を定め管理しています。

体制としてフロント部署、バック部署を独立させ相互牽制のもと執行しており、また、フロント部署とは独立したモニタリング部署で当会全体の市場取引の状況、各資産別・フロント別のポジション状況、評価損益、パフォーマンス、VaR（バリュー・アット・リスク）、BPV（ベシス・ポイント・バリュー）等のリスク指標、リスク管理委員会における決定事項の執行状況についてモニタリングを行うとともに、モニタリング結果については、リスク管理委員会、理事会及び経営管理委員会に四半期毎に報告しています。

c 市場リスクに係る定量的情報

(トレーディング目的以外の金融商品)

当会で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当会において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「預け金」、「貸出金」、「有価証券」のその他有価証券に分類される債券、「貯金」、「借入金」、「デリバティブ取引」のうちの金利スワップ取引、金利キャップ取引です。

当会では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当年度末現在、指標となる金利が0.25%上昇したものと想定した場合には、経済価値が1,721百万円減少するものと把握しています。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

なお、経済価値変動額の計算において、分割実行案件にかかる未実行金額についても含めて計算しています。

d 資金調達に係る流動性リスクの管理

流動性リスク管理として市場リスクマネジメント要領において日次の資金繰り表、旬間及び月次の資金繰り計画表により調達・運用の大口資金動向等を把握し、系統預金を中心とする安定的な流動性確保に努めています。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価（時価に代わるものを含む。）には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額（これに準ずる価額を含む。）が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なる場合もあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

① 金融商品の貸借対照表計上額及び時価等

当年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。

なお、時価の把握が困難なものについては、次表に含めず③に記載しております。

	貸借対照表計上額	時 価	(単位：百万円) 差 額
預け金	545,019	544,047	△ 971
買入金銭債権			
その他目的	1,494	1,494	—
金銭の信託			
運用目的	3,712	3,712	—
その他目的	3,629	3,629	—
有価証券			
その他有価証券	249,439	249,439	—
貸出金	99,781		
貸倒引当金	△ 2,445		
貸倒引当金控除後	97,335	98,505	1,169
資産計	900,630	900,828	198
貯金	871,557	869,813	△ 1,744
借入金	20,000	20,000	—
負債計	891,557	889,813	△ 1,744

(注) 1.貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しています。

2.貸出金には、貸借対照表上のその他有価資産に計上している従業員貸付金16百万円を含めています。

② 金融商品の時価の算定方法

【資 産】

a 預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預け金については、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートである円Libor・スワップレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

b 買入金銭債権

ブローカー等の第三者から入手した評価額によっています。

c 金銭の信託

信託財産を構成している貸出金や有価証券の時価は、下記d及びeと同様の方法により評価しています。

d 有価証券

株式は取引所の価格により、債券は取引所の価格又は取引金融機関等から提示された価格によっています。また、投資信託については、公表されている基準価格によっています。

e 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異ならない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額として算定しています。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートである円Libor・スワップレートで割り引き、貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

また、延滞債権・期限の利益を喪失した債権等について帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額として算定しています。

【負債】

a 貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしています。また、定期性貯金の時価は、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートである円Libor・スワップレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

b 借入金

借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当会の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっています。固定金利によるものは、ありません。

③ 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、これらは①の金融商品の時価情報に含まれていません。

貸借対照表計上額	
外部出資	48,148百万円
合計	48,148

(注) 外部出資のうち、市場価格のある株式以外のものについては、時価を把握することが極めて困難と認められるため、時価開示の対象としていません。

④ 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

	(単位:百万円)					
	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預け金	540,019	5,000	—	—	—	—
買入金銭債権	—	1,000	—	—	—	488
その他目的のうち 満期があるもの	—	1,000	—	—	—	488
有価証券	9,642	43,972	26,948	27,392	37,538	77,549
その他有価証券のうち 満期があるもの	9,642	43,972	26,948	27,392	37,538	77,549
貸出金	19,246	9,243	11,038	13,821	6,268	39,761
合計	568,908	59,216	37,986	41,214	43,807	117,799

(注) 1. 貸出金のうち、貸借対照表上の当座貸越(融資型を除く) 2,259百万円については「1年以内」に含めています。また、期限のない劣後特約付貸出金19,578百万円については「5年超」に含めています。

2. 貸出金のうち、延滞債権・期限の利益を喪失した債権等386百万円は償還の予定が見込まれないため、含めていません。

3. 貸出金には分割実行案件の255百万円が含まれています。

⑤ 借入金及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

	(単位:百万円)					
	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
貯金	867,503	3,547	504	2	—	—
借入金	—	—	—	—	—	20,000
合計	867,503	3,547	504	2	—	20,000

(注) 1. 貯金のうち要求払貯金については「1年以内」に含めています。

2. 借入金のうち期限のない劣後特約付借入金20,000百万円については「5年超」に含めています。

6 有価証券に関する事項

(1) 有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりです。これらには、有価証券のほか、「買入金銭債権」中の信託受益権が含まれています。以下(3)まで同様です。

① 売買目的有価証券

当年度末において売買目的有価証券は保有していません。

② 満期保有目的の債券で時価のあるもの

当年度末において満期保有目的の債券は保有していません。

③ その他有価証券

その他有価証券において、種類ごとの取得原価又は償却原価、貸借対照表計上額及びこれらの差額については、次のとおりです。

種類	取得原価又は 償却原価	貸借対照表 計上額	評価差額
株式	4,005百万円	4,916百万円	911百万円
債券	181,305	190,696	9,390
貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えるもの	141,074	148,762	7,688
国債	12,665	13,271	606
地方債	16,891	17,723	831
社債	10,673	10,938	264
その他	5,229	6,083	854
小計	190,540	201,696	11,156
株式	4,394百万円	3,896百万円	△ 498百万円
債券	22,736	21,575	△ 1,161
貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えないもの	2,690	2,617	△ 72
社債	20,046	18,957	△ 1,088
その他	25,542	23,764	△ 1,777
小計	52,673	49,236	△ 3,436
合計	243,213	250,933	7,719

(注) 1. 上記評価差額合計から繰延税金負債1,732百万円を差し引いた金額5,987百万円が、「その他有価証券評価差額金」に含まれています。

2. 有価証券のうち、その他有価証券として保有する変動利付国債は、市場価格に基づく価額により評価を行っていましたが、「金融資産の時価の算定に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第25号平成20年10月28日)の公表を受けて、昨今の市場環境を踏まえた検討の結果、当年度末において市場価格を時価とみなせない状態にあると考えられるため、経営者による合理的な見積もりに基づく合理的に算定された価額による評価を行っています。

この結果、市場価格に基づく価額による評価と比較して、「有価証券」が417百万円増加、「繰延税金負債」が112百万円増加、「その他有価証券評価差額金」が304百万円増加しています。

なお、変動利付国債の合理的な見積もりによる価額は、国債の利回り等から見積もった将来キャッシュ・フローを同利回りに基づく割引率を用いて割り引くことにより算出しており、国債の利回り及び同利回りのボラティリティが主な価格決定変数です。

(2) 当年度中に売却した満期保有目的の債券はありません。

(3) 当年度中に売却したその他有価証券は次のとおりです。

	売却額	売却益	売却損
株式	2,253百万円	187百万円	423百万円
債券	33,393	506	269
その他	6,084	248	1,038
合計	41,731	942	1,732

(4) 金銭の信託の保有目的区分別の内訳は次のとおりです。

① 運用目的の金銭の信託

貸借対照表計上額 3,712百万円
当年度の損益に含まれた評価差額 △ 9百万円

② 満期保有目的の金銭の信託はありません。

③ その他の金銭の信託

その他の 金銭の信託	貸借対照表 計上額	取得価額	差額	うち貸借対照表 計上額が取得原 価を超えるもの	うち貸借対照表 計上額が取得原 価を超えないもの
	3,629百万円	4,050百万円	△ 420百万円	16百万円	△ 436百万円

(注) 1. 上記評価差額合計に繰延税金資産113百万円を加えた金額△306百万円が、「その他有価証券評価差額金」に含まれています。

2. 「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」は、それぞれ「差額」の内訳です。

7 退職給付に関する事項

(1) 退職給付

① 採用している退職給付制度の概要

職員の退職給付にあてるため、職員退職給与規程に基づき、退職一時金制度を採用しています。なお、退職給付債務・退職給付費用の計上にあたっては「退職給付に係る会計基準の設定に関する意見書」(平成10年6月16日企業会計審議会)に基づき、簡便法により行っています。

② 退職給付債務

退職給付債務	△ 886百万円
退職給付引当金	△ 886百万円

③ 退職給付費用の内訳

勤務費用	64百万円
退職給付費用	64百万円

(2) 人件費には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条の規定に基づき、旧農林共済組合(存続組合)が行う特例年金給付等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金を含めて計上しています。

なお、当年度において存続組合に対して拠出した特例業務負担金の額は、10百万円となっています。

また、存続組合より示された平成24年3月現在における平成44年3月までの特例業務負担金の将来見込額は、157百万円となっています。

8 税効果会計に関する事項

- (1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳等
繰延税金資産及び繰延税金負債の内訳は次のとおりです。

繰延税金資産	
貸倒引当金超過額	614百万円
退職給付引当金超過額	239百万円
有価証券償却超過額	2,557百万円
減価償却超過額	34百万円
未払費用否認額	147百万円
繰越欠損金	1,116百万円
その他	80百万円
繰延税金資産小計	4,790百万円
評価性引当額	△ 4,470百万円
繰延税金資産合計(A)	320百万円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△ 1,618百万円
繰延税金負債合計(B)	△ 1,618百万円
繰延税金負債の純額(A)+(B)	△ 1,298百万円

- (2) 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因

法定実効税率	31.0%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.7%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△ 0.6%
事業分量配当金	△ 3.2%
評価性引当額の増減	△ 27.8%
税率変更による期末繰延税金資産の減額修正	0.9%
その他	0.1%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	1.1%

- (3) 法人税等の税率の変更により修正された繰延税金資産及び繰延税金負債の金額

「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律」（平成23年法律第114号）及び「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」（平成23年法律第117号）が、平成23年12月2日に公布されました。平成24年4月1日以後に開始する年度から法人税率が引き下げられ、また、平成27年3月31日までの期間（指定期間）に開始する年度については、復興特別法人税が課せられることになりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は、前年度の31%から、指定期間内に開始する年度については29%、平成27年4月1日以後に開始する年度については27%に変更されました。その結果、繰延税金負債が212百万円減少し、その他有価証券評価差額金が234百万円増加し、法人税等調整額が22百万円増加しています。

9 キャッシュ・フロー計算書に関する事項

キャッシュ・フロー計算書における資金（現金及び現金同等物）の範囲は、貸借対照表上の「現金」並びに「預け金」中の当座預け金、普通預け金及び通知預け金です。

平成22年度 注記表

1 重要な会計方針に関する事項

- (1) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しており、金額百万円未満の科目については「0」で表示しています。また、取引はあるが年度末には残高がない科目は「-」で表示しています。
- (2) 有価証券（外部出資勘定の株式を含む）の評価基準及び評価方法は、有価証券の保有目的区分ごとに次のとおり行っています。
 - ・ 売買目的の有価証券……時価法（売却原価は移動平均法により算定）
 - ・ 満期保有目的の債券……定額法による償却原価法（売却原価は移動平均法により算定）
 - ・ 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式……保有していません。
 - ・ その他有価証券
 - 時価のあるもの……決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
 - 時価を把握することが極めて困難と認められるもの……原価法（売却原価は移動平均法により算定）
 取得価額と券面金額との差額のうち金利調整と認められる部分については償却原価法による取得価額の修正を行っています。
- (3) 金銭の信託（合同運用を除く）において信託財産を構成している有価証券の評価基準及び評価方法は、上記(2)の有価証券と同様の方法によっており、信託の契約単位ごとに当年度末の信託財産構成物である資産及び負債の評価額の合計額をもって貸借対照表に計上しています。
- (4) デリバティブ取引の評価は時価法により行っています。
- (5) 有形固定資産（リース資産を除く）の減価償却は、それぞれ次の方法により行い資産から直接減額して計上しています。
 - 建物 定率法（ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については、定額法）を採用しています。なお、主な耐用年数は19年～50年です。
 - 建物以外 定率法を採用しています。なお、主な耐用年数は5年～15年です。
- (6) 無形固定資産（リース資産を除く）の減価償却は、定額法により償却しています。そのうち自社利用ソフトウェアについては、当会における利用可能期間（5年）に基づいて償却しています。
- (7) 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産の減価償却は、リース期間を耐用年数とした定額法によることとしていますが、対象となる取引はありません。
- (8) 外貨建資産は、主として決算日の為替相場による円換算額を付しています。
- (9) 引当金の計上方法
 - ① 貸倒引当金
 - 貸倒引当金は、「資産の償却・引当要領」に則り、次のとおり計上しています。
 - 正常先債権及び要注意先債権（要管理債権を除く。）に相当する債権については、一定の種類毎に分類し、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき算定した額と税法基準に基づき算定した繰入限度額とを比較し、いずれか多い額（当年度は正常先債権、要注意先債権ともに貸倒実績率を採用しています。）を計上しています。要管理債権に対する債権については、債権の元本の回収及び利息の受け取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額との差額を一般貸倒引当金として引き当てています。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権の元本の回収及び利息の受け取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローと債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額との差額を個別貸倒引当金として引き当てています。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を引き当てています。
 - すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、査定実施部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引き当てを行っています。
 - ② 退職給付引当金
 - 退職給付引当金については、職員の退職給付に備えるため、当年度末における職員の自己都合退職の場合の要支給額を基礎として計上しています。
 - ③ 役員退職慰労引当金
 - 役員退職慰労引当金については、役員の退任給与の支給に備えるため、「役員退職慰労金規程」に基づき、当年度末要支給見積額を計上しています。
- (10) 所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する年度に属するものについては、通常の貸借取引に準じた会計処理によっています。
- (11) 消費税等の会計処理
 - 消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の会計処理は、税抜方式によっています。ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は当年度の費用に計上しています。
- (12) 当年度から「資産除去債務に関する会計基準」（企業会計基準第18号平成20年3月31日）及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第21号平成20年3月31日）を適用しております。この結果、損益に与える影響はありません。

2 貸借対照表に関する事項

- (1) 有形固定資産の減価償却累計額は1,431百万円です。また、有形固定資産の圧縮記帳額は296百万円です。
- (2) 貸借対照表に計上した固定資産のほか、リース契約により使用している重要な固定資産として電子計算機等があり、未経過リース料年度末残高相当額は次のとおりです。

	1年以内	1年超	合計
所有権移転外ファイナンス・リース	3百万円	18百万円	21百万円
オペレーティング・リース	-百万円	28百万円	28百万円
- (3) 為替決済、公金等取扱の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、預金35,735百万円、有価証券150百万円及びその他資産2百万円を差し入れています。なお、その他資産のうち差入保証金は2百万円です。
- (4) 子会社等に対する金銭債権・債務はありません。
- (5) 理事、経営管理委員及び監事との間の取引による金銭債権・債務はありません。
- (6) 貸出金のうち、破綻先債権額は376百万円、延滞債権額は3,655百万円です。なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立

て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金です。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金です。

- (7) 貸出金のうち、3か月以上延滞債権は61百万円です。
なお、3か月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものです。
- (8) 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は801百万円です。
なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払い猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3か月以上延滞債権に該当しないものです。
- (9) 破綻先債権額、延滞債権額、3か月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は4,894百万円です。
なお、(6)から(9)に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。
- (10) 割引手形は、業種別監査委員会報告第24号に基づき、金融取引として処理しています。これにより受け入れた商業手形は、自由に処分できる権利を有していますが、その額面金額は32百万円です。
- (11) 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約です。これらの契約に係る融資未実行残高は、47,556百万円です。
- (12) 貸出金には、他の債権よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付貸出金19,578百万円が含まれています。
- (13) 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金20,000百万円が含まれています。

3 損益計算書に関する事項

- (1) 子会社等との取引による収益・費用はありません。
- (2) 債権売却損は、すでに個別貸倒引当金を引き当てていた債権について、償却額と引当金れい入額を相殺した残額を表示することとしています。相殺した金額は65百万円です。

4 金融商品に関する事項

- (1) 金融商品の状況に関する事項
 - ① 金融商品に対する取組方針
当会は、山口県を事業区域として、県内の農業協同組合（JA）等が会員である相互扶助型の農業専門金融機関であり、地域経済の活性化に資する地域金融機関です。
JAは農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域へ貸付け、その残余を当会へ預金として預けています。
当会では、これを原資として、資金を必要とする農業に関連する企業・団体、県内の地場企業や団体、地方公共団体及び一般企業などに貸付を行っています。
また、残余資金である余裕金については農林中央金庫に預け入れるほか、国債や地方債等の債券、投資信託、株式等の有価証券による運用を行っています。
 - ② 金融商品の内容及びそのリスク
当会が保有する金融資産は、主として県内の取引先（及び個人）に対する貸出金及び有価証券であり、貸出金は、貸出先の契約不履行によってもたらされる信用リスクを内包しています。
また、有価証券は、主に株式、債券、投資信託を満期保有目的、売買目的以外のその他目的で保有しており、これらは、発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクを内包しています。
借入金には、自己資本増強の一環として、県内の会員JAから借り入れた永久劣後特約付借入金です。
劣後特約付借入金は、債務返済の履行が他の債務よりも後順位である旨の特約が付された無担保・無保証の借入金であり、自己資本比率の算出において補完的項目として自己資本への計上認められているものですが、そのため劣後特約が付されていない借入金よりも高い金利設定となっています。
 - ③ 金融商品に係るリスク管理体制
当会はリスクマネジメント基本方針において、当会におけるリスク管理の基本的方針を明らかにするとともに、当会の業務から発生する個々のリスク管理については、基本方針の考え方に則り、リスク特性を踏まえたリスク管理要領を個別に定めています。また、経営が抱えるリスク構造等の実態把握と諸リスクの統合管理、これらを踏まえた各種リスクに係る限度額の設定・管理等の方針決定や、諸情報を分析し適切に経営の判断に資すること目的としてリスク管理委員会を設置しています。
 - a 信用リスクの管理
信用リスク管理においては信用リスクマネジメント要領を定め、当会のオンバランス・オフバランス・資産・負債を含めたバランスシート全体を対象として管理しています。
信用リスク取引にかかる経営戦略に基づく具体的方針・統合的な信用リスクに関する方針等の策定、個別案件の審査、執行の担当部署がそれぞれ組織的に分離・独立して行っています。
また、リスクマネジメント手法としてリスク量の把握、内部格付、外部格付、自己査定、個別審査、与信限度、大口信用供与規制管理などによって管理しており、当会全体の格付別・業種等や各種限度額に関する与信状況についてモニタリングを行うとともに、リスク管理委員会において協議のうえ、四半期毎に経営管理委員会、理事会へ報告しています。
 - b 市場リスクの管理
金利、有価証券等の価格、為替等の様々な市場のリスク・ファクターの変動により保有する資産・負債（オフバランス資産・負債を含む。）の価値が変動する市場リスクについては市場リスクマネジメント要領を定め管理しています。
体制としてフロント部署、バック部署を独立させ相互牽制のもと執行しており、また、フロント部署とは独立したモニタリング部署で当会全体の市場取引の状況、各資産別・フロント別のポジション状況、評価損益、パフォーマンス、VaR（バリュー・アット・リスク）、BPV（ベシス・ポイント・バリュー）等のリスク指標、リスク管理委員会における決定事項の執行状況についてモニタリングを行うとともに、モニタリング結果については、リスク管理委員会、理事会及び経営管理委員会に四半期毎に報告しています。

c 市場リスクに係る定量的情報

(トレーディング目的以外の金融商品)

当会で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当会において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「預け金」、「貸出金」、「有価証券」のその他有価証券に分類される債券、「貯金」、「借入金」、「デリバティブ取引」のうちの金利スワップ取引、金利キャップ取引です。

当会では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当年度末現在、指標となる金利が0.25%上昇したものと想定した場合には、経済価値が2,462百万円減少するものと把握しています。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

なお、経済価値変動額の計算において、分割実行案件にかかる未実行金額についても含めて計算しています。

d 資金調達に係る流動性リスクの管理

流動性リスク管理として市場リスクマネジメント要領において日次の資金繰り表、旬間および月次の資金繰り計画表により調達・運用の大口資金動向等を把握し、系統預金を中心とする安定的な流動性確保に努めています。

④ 金融商品の時価に関する事項についての補足説明

金融商品の時価（時価に代わるものを含む）には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額（これに準ずる価額を含む）が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なる場合もあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

① 金融商品の貸借対照表計上額および時価等

当年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。

なお、時価の把握が困難なものについては、次表に含めず③に記載しております。

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
現金	1,218	1,218	-
預け金	519,784	518,842	△ 941
買入金銭債権			
その他目的	1,565	1,565	-
金銭の信託			
運用目的	3,709	3,709	-
その他目的	3,701	3,701	-
有価証券			
その他有価証券	275,129	275,129	-
貸出金	103,288		
貸倒引当金	△ 2,847		
貸倒引当金控除後	100,440	101,625	1,184
資産計	905,550	905,793	242
貯金	877,917	876,165	△ 1,752
借入金	20,000	20,000	-
負債計	897,917	896,165	△ 1,752

(注) 1.貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しています。

2.貸出金には、貸借対照表上その他資産に計上している従業員貸付金18百万円を含めています。

② 金融商品の時価の算定方法

【資 産】

a 預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預け金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである円Libor・スワップレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

b 買入金銭債権

業者より取得した評価額によっています。

c 金銭の信託

信託財産を構成している貸出金や有価証券の時価は、下記dおよびeと同様の方法により評価しています。

d 有価証券

株式は取引所の価格により、債券は取引所の価格又は取引金融機関等から提示された価格によっています。また、投資信託については、公表されている基準価格によっています。

e 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異ならない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額として算定しています。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートである円Libor・スワップレートで割り引き、貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

また、延滞債権・期限の利益を喪失した債権等について帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

【負債】

a 貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしています。また、定期性貯金の時価は、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである円Libor・スワップレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

b 借入金

借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当会の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっています。

固定金利によるものは、ありません。

- ③ 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、これらは①の金融商品の時価情報に含まれておりません。

	借対照表計上額
外部出資	48,191百万円
合計	48,191

(注) 外部出資のうち、市場価格のある株式以外のものについては、時価を把握することが極めて困難と認められるため、時価開示の対象としておりません。

- ④ 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

	(単位:百万円)					
	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預け金	517,784	2,000	—	—	—	—
買入金銭債権	—	—	1,000	—	—	588
その他目的の うち満期があるもの	—	—	1,000	—	—	588
有価証券	6,927	9,912	43,243	26,669	28,503	133,075
その他目的の 有価証券のうち 満期があるもの	6,927	9,912	43,234	26,669	28,503	133,075
貸出金	16,347	12,145	8,674	10,667	13,647	41,296
合計	541,059	24,058	52,917	37,336	42,150	174,959

(注) 1. 貸出金のうち、貸借対照表上の当座貸越6,843百万円については「1年以内」に含めています。また、期限のない劣後特約付貸出金19,578百万円については「5年超」に含めています。

2. 貸出金のうち、延滞債権・期限の利益を喪失した債権等509百万円は償還の予定が見込まれないため、含めていません。

3. 貸出金には分割実行案件の329百万円が含まれています。

- ⑤ 借入金及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

	(単位:百万円)					
	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
貯金	874,242	1,269	2,005	398	2	—
借入金	—	—	—	—	—	20,000
合計	874,242	1,269	2,005	398	2	20,000

(注) 1. 貯金のうち要求払貯金については「1年以内」に含めています。

2. 借入金のうち期限のない劣後特約付借入金20,000百万円については「5年超」に含めています。

5 有価証券に関する事項

- (1) 有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりです。これらには、有価証券のほか、「買入金銭債権」中の信託受益権が含まれています。以下(3)まで同様です。

① 売買目的有価証券

当年度末において売買目的有価証券は保有していません。

② 満期保有目的の債券で時価のあるもの

当年度末において満期保有目的の債券は保有していません。

③ その他有価証券

その他有価証券において、種類ごとの取得価額又は償却原価、貸借対照表計上額及びこれらの差額については、次のとおりです。

	種類	取得原価又は 償却原価	貸借対照表 計上額	評価差額
貸借対照表計上 額が取得原価又 は償却原価を超 えるもの	株式	3,735百万円	4,798百万円	1,062百万円
	債券	194,224	203,486	9,242
	国債	155,833	163,696	7,862
	地方債	13,406	13,987	580
	短期社債	—	—	—
	社債	15,539	16,208	668
	その他	9,464	9,594	130
	その他	12,261	13,519	1,258
小計		210,241	221,805	11,563
貸借対照表計上 額が取得原価又 は償却原価を超 えないもの	株式	5,316百万円	4,723百万円	△ 593百万円
	債券	31,191	29,488	△ 1,703
	国債	1,972	1,966	△ 5
	地方債	—	—	—
	短期社債	—	—	—
	社債	5,408	5,337	△ 71
	その他	23,810	22,183	△ 1,626
	その他	23,346	20,678	△ 2,668
小計		59,854	54,889	△ 4,964
合計		270,096	276,694	6,598

- (注) 1. 上記評価差額合計から繰延税金負債1,422百万円を差し引いた金額5,175百万円が、「その他有価証券評価差額金」に含まれています。
2. 有価証券のうち、その他有価証券として保有する変動利付国債は、市場価格に基づく価額により評価を行っていましたが、「金融資産の時価の算定に関する事務上の取扱い」（実務対応報告第25号平成20年10月28日）の公表を受けて、昨今の市場環境を踏まえた検討の結果、当年度末において市場価格を時価とみなせない状態にあると考えられるため、経営者による合理的な見積りに基づく合理的に算定された価額による評価を行っています。
- この結果、市場価格に基づく価額による評価と比較して、「有価証券」が988百万円増加、「繰延税金資産」が306百万円減少、「その他有価証券評価差額金」が682百万円増加しています。
- なお、変動利付国債の合理的な見積りによる価額は、国債の利回り等から見積もった将来キャッシュ・フローを同利回りに基づく割引率を用いて割り引くことにより算出しており、国債の利回り及び同利回りのボラティリティが主な価格決定変数です。
3. その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当年度の損失として処理（以下「減損処理」という。）しています。
- 年度末における減損処理額は、404百万円（うち、株式404百万円）です。
- なお、減損処理にあたっては、当年度末における時価が取得原価または償却原価に比べ50%以上下落した場合には全て減損処理を行い、30%以上50%未満下落した場合は、回復の可能性を考慮して減損処理を行っています。

- (2) 当年度中に売却した満期保有目的の債券はありません。
- (3) 当年度中に売却したその他有価証券は次のとおりです。

	売却額	売却益	売却損
株式	556百万円	250百万円	－百万円
債券	12,500	144	619
その他	－	－	－
合計	13,057	394	619

- (4) 金銭の信託の保有目的区分別の内訳は次のとおりです。

- ① 運用目的の金銭の信託
- | | |
|-----------------|----------|
| 貸借対照表計上額 | 3,709百万円 |
| 当年度の損益に含まれた評価差額 | △ 19百万円 |
- ② 満期保有目的の金銭の信託はありません。
- ③ その他の金銭信託
- | その他の金銭の信託 | 貸借対照表計上額 | 取得価額 | 差額 | うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの | うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの |
|-----------|----------|----------|----------|-----------------------|------------------------|
| | 3,701百万円 | 4,050百万円 | △ 348百万円 | 23百万円 | △ 372百万円 |

- (注) 1. 上記評価差額合計に繰延税金資産108百万円を加えた金額△240百万円が、「その他有価証券評価差額金」に含まれています。
2. 「うち貸借対照表計上額が取得価額を超えるもの」「うち貸借対照表計上額が取得価額を超えないもの」は、それぞれ「差額」の内訳です。

6 退職給付に関する事項

(1) 退職給付

① 採用している退職給付制度の概要

職員の退職給付にあてるため、職員退職給与規程に基づき、退職一時金制度を採用しています。なお、退職給付債務・退職給付費用の計上にあたっては「退職給付に係る会計基準の設定に関する意見書」（平成10年6月16日企業会計審議会）に基づき、簡便法により行っています。

② 退職給付債務

退職給付債務	△ 911百万円
退職給付引当金	△ 911百万円

③ 退職給付費用の内訳

勤務費用	73百万円
退職給付費用の額	73百万円

- (2) 人件費には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条の規定に基づき、旧農林共済組合（存続組合）が行う特例年金給付等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金を含めて計上しています。

なお、当年度において存続組合に対して拠出した特例業務負担金の額は、9百万円となっています。

また、存続組合より示された平成23年3月現在における平成44年3月までの特例業務負担金の将来見込額は、163百万円となっています。

7 税効果会計に関する事項

- (1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳等
繰延税金資産及び繰延税金負債の内訳は次のとおりです。

繰延税金資産	
貸倒引当金超過額	814百万円
退職給付引当金超過額	269百万円
有価証券償却超過額	4,372百万円
減価償却超過額	32百万円
未払費用否認額	140百万円
繰越欠損金	481百万円
その他	86百万円
繰延税金資産小計	6,197百万円
評価性引当額	△ 5,853百万円
繰延税金資産合計(A)	344百万円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△ 1,314百万円
繰延税金負債合計(B)	△ 1,314百万円
繰延税金負債の純額(A)+(B)	△ 970百万円

- (2) 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因

当年度は、法定実効税率と税効果適用後の法人税等の負担率の差が法定実効税率の100分の5以下であるため、注記を省略しております。

8 キャッシュ・フロー計算書に関する事項

キャッシュ・フロー計算書における資金（現金及び現金同等物）の範囲は、貸借対照表上の「現金」並びに「預け金」中の当座預け金、普通預け金及び通知預け金です。

剰余金処分計算書

(単位：百万円)

科 目	平成23年度	平成22年度
当 期 末 処 分 剰 余 金	3,817	3,977
剰 余 金 処 分 額	2,723	2,721
利 益 準 備 金	600	600
任 意 積 立 金	1,600	1,700
(特 別 積 立 金)	(1,600)	(1,700)
出 資 配 当 金	255	255
(普通出資に対する配当金(配当率))	(155 (1.00%))	(155 (1.00%))
(後配出資に対する配当金(配当率))	(100 (0.50%))	(100 (0.50%))
事 業 分 量 配 当 金	267	165
次 期 繰 越 剰 余 金	1,094	1,255

(注) 事業分量配当金の配当基準、配当率は次のとおりです。

	平成23年度	平成22年度
(1) 配当基準	1ヵ年以上の定期貯金（中長期貯金を除く）のネット平残	1ヵ年以上の定期貯金（中長期貯金を除く）のネット平残
(2) 配当率	0.032%	0.02%

財務諸表の適正性等にかかる確認

確 認 書

- ① 私は、平成23年4月1日から平成24年3月31日までの事業年度にかかるディスクロージャー誌に記載した内容のうち、財務諸表作成に関する全ての重要な点において関係諸法令に準拠して適正に表示されていることを確認いたしました。
- ② 当該確認を行うにあたり、財務諸表が適正に作成される以下の体制が整備され、有効に機能していることを確認いたしました。
 - ・業務分掌と所管部署が明確化され、各部署が適切に業務を遂行する体制が整備されております。
 - ・業務の実施部署から独立した内部監査部門が内部管理体制の適切性・有効性を検証しており、重要な事項については理事会等に適切に報告されております。
 - ・重要な経営情報については、理事会等へ適切に付議・報告されております。

平成24年7月1日

山口県信用農業協同組合連合会

代表理事理事長 中 尾 啓 治



(注) 財務諸表とは、貸借対照表、損益計算書、剰余金処分計算書、キャッシュ・フロー計算書及び注記表を指しています。

損益の状況

(最近5事業年度の主要な経営指標)

(単位：百万円)

項目	平成23年度	平成22年度	平成21年度	平成20年度	平成19年度
経常収益	13,754	13,267	16,515	15,270	17,658
経常利益	2,682	2,594	2,112	△ 9,906	2,350
当期剰余金	2,561	2,718	2,358	△ 9,369	2,409
出資金	35,542	35,542	35,542	24,647	24,647
(出資口数)	(3,554,235口)	(3,554,235口)	(3,554,235口)	(2,464,703口)	(2,464,703口)
純資産額	56,451	54,144	51,870	26,171	44,655
総資産額	953,714	957,916	946,626	912,758	921,422
貯金等残高	871,557	877,917	866,910	879,456	869,199
貸出金残高	99,765	103,269	112,417	118,788	103,565
有価証券残高	249,439	275,129	263,265	262,591	263,714
剰余金配当金額	523	421	—	—	1,151
普通出資配当金額	155	155	—	—	233
後配出資配当金額	100	100	—	—	127
事業分量配当金額	267	165	—	—	790
職員数(人)	96	97	100	102	102
自己資本比率	25.46%	24.59%	23.70%	12.40%	16.61%

(利益総括表)

(単位：百万円、%)

項目	平成23年度	平成22年度	増減
資金運用収支	4,326	4,548	△ 221
役務取引等収支	515	548	△ 32
その他事業収支	△ 333	△ 433	100
事業粗利益	4,508	4,662	△ 153
(事業粗利益率)	(0.50)	(0.52)	(△ 0.02)

(注) 1. 資金運用収支＝資金運用収益－(資金調達費用－金銭の信託運用見合費用)

2. 役務取引等収支＝役務取引等収益－役務取引等費用

3. その他事業収支＝その他事業収益－その他事業費用

4. 事業粗利益＝資金運用収支＋役務取引等収支＋その他事業収支

5. 事業粗利益率＝事業粗利益／資金運用勘定平均残高×100

(資金運用収支の内訳)

(単位：百万円、%)

項 目	平成23年度			平成22年度		
	平均残高	利 息	利 回 り	平均残高	利 息	利 回 り
資 金 運 用 勘 定	897,240	10,733	1.20	896,700	11,411	1.27
うち 預 け 金	540,136	4,085	0.76	524,822	4,411	0.84
うち 有 価 証 券	252,618	4,283	1.70	262,584	4,468	1.70
うち 貸 出 金	102,929	2,310	2.24	107,639	2,472	2.30
資 金 調 達 勘 定	893,060	6,407	0.72	893,519	6,863	0.77
うち 貯 金	871,332	5,664	0.65	871,989	6,123	0.70
うち 譲 渡 性 貯 金	1,244	0	0.03	1,105	0	0.08
うち 借 用 金	20,000	732	3.66	20,000	730	3.65
総 資 金 利 ざ や	—	—	0.25	—	—	0.29

- (注) 1. 総資金利ざや＝資金運用利回り－資金調達原価率
 資金調達原価率＝(資金調達費用＋経費－金銭の信託運用見合費用)／(資金調達勘定平均残高－金銭の信託運用見合額)×100
 2. 資金運用勘定の「うち預け金」の利息には、受取奨励金および受取特別配当金が含まれています。
 3. 資金調達勘定の「うち貯金」の利息には、支払奨励金が含まれています。
 4. 資金調達勘定の平均残高および利息は、金銭の信託運用見合額および金銭の信託運用見合費用を控除しています。

(受取・支払利息の増減額)

(単位：百万円)

項 目	平成23年度	平成23年度増減額	平成22年度	平成22年度増減額
受 取 利 息	10,733	△ 678	11,411	△ 1,117
うち 預 け 金	4,085	△ 325	4,411	△ 603
うち 有 価 証 券	4,283	△ 185	4,468	△ 221
うち 貸 出 金	2,310	△ 161	2,472	△ 287
支 払 利 息	6,407	△ 456	6,863	△ 1,005
うち 貯 金	5,664	△ 459	6,123	△ 1,245
うち 譲 渡 性 貯 金	0	△ 0	0	0
うち 借 用 金	732	2	730	242
差 し 引 き	4,326	△ 221	4,548	△ 111

- (注) 1. 増減額は前年度対比です。
 2. 受取利息の「うち預け金」には、受取奨励金および受取特別配当金が含まれています。
 3. 支払利息の「うち貯金」には、支払奨励金が含まれています。
 4. 支払利息は、金銭の信託運用見合費用を控除しています。

貯金に関する指標

(貯金の科目別平均残高)

(単位：百万円、%)

科 目	平成23年度		平成22年度		増 減
流 動 性 貯 金	30,789	(3.50)	36,025	(4.09)	△ 5,235
定 期 性 貯 金	848,053	(96.33)	843,292	(95.73)	4,760
そ の 他 の 貯 金	267	(0.03)	490	(0.06)	△ 223
計	879,110	(99.86)	879,808	(99.87)	△ 697
譲 渡 性 貯 金	1,244	(0.14)	1,105	(0.13)	139
合 計	880,354	(100.00)	80,913	(100.00)	△ 558

(注) 1. 流動性貯金＝当座貯金＋普通貯金＋貯蓄貯金＋通知貯金

2. () 内は構成比です。

(定期貯金の金利条件別残高)

(単位：百万円、%)

種 類	平成23年度		平成22年度		増 減
定 期 貯 金	841,351	(100.00)	849,454	(100.00)	△ 8,103
うち固定金利定期	841,351	(100.00)	849,454	(100.00)	△ 8,103
うち変動金利定期	—	(—)	—	(—)	—

(注) 1. 固定金利定期：預入時に満期日までの利率が確定する定期貯金

2. 変動金利定期：預入期間中の市場金利の変化に応じて金利が変動する定期貯金

3. () 内は構成比です。

貸出金等に関する指標

(貸出金の科目別平均残高)

(単位：百万円)

科 目	平成 23 年度	平成 22 年度	増 減
手 形 貸 付	739	753	△ 14
証 書 貸 付	95,572	98,687	△ 3,114
当 座 貸 越	6,580	8,120	△ 1,540
割 引 手 形	36	78	△ 41
合 計	102,929	107,639	△ 4,710

(貸出金の金利条件別残高)

(単位：百万円、%)

種 類	平成 23 年度	平成 22 年度	増 減
固 定 金 利 貸 出	39,344 (39.44)	39,055 (37.82)	288
変 動 金 利 貸 出	60,420 (60.56)	64,214 (62.18)	△ 3,793
合 計	99,765 (100.00)	103,269 (100.00)	△ 3,504

(注) () 内は構成比です。

(貸出金の担保別残高)

(単位：百万円)

種 類	平成 23 年度	平成 22 年度	増 減
貯 金 等	70	90	△ 20
有 価 証 券	34	1,566	△ 1,532
動 産	—	—	—
不 動 産	20,796	22,369	△ 1,572
そ の 他 担 保 物	—	—	—
小 計	20,901	24,026	△ 3,124
農 業 信 用 基 金 協 会 保 証	743	895	△ 152
そ の 他 保 証	2,843	3,959	△ 1,116
小 計	3,586	4,855	△ 1,268
信 用	75,276	74,388	888
合 計	99,765	103,269	△ 3,504

(貸出金の使途別残高)

(単位：百万円、%)

種 類	平成 23 年度	平成 22 年度	増 減
設 備 資 金	16,417 (16.46)	20,582 (19.93)	△ 4,164
運 転 資 金	83,347 (83.54)	82,687 (80.07)	660
合 計	99,765 (100.00)	103,269 (100.00)	△ 3,504

(注) () 内は構成比です。

(貸出金の業種別残高)

(単位：百万円、%)

種 類	平成 23 年度	平成 22 年度	増 減
農 業	3,417 (3.43)	3,638 (3.52)	△ 220
林 業	— (—)	— (—)	—
水 産 業	— (—)	— (—)	—
製 造 業	20,312 (20.36)	23,787 (23.03)	△ 3,474
鉱 業	1,500 (1.50)	1,500 (1.45)	—
建 設 業	643 (0.64)	854 (0.83)	△ 210
電気・ガス・熱供給・水道業	12 (0.01)	12 (0.01)	—
運 輸 ・ 通 信 業	1,998 (2.00)	2,327 (2.25)	△ 328
卸 売 ・ 小 売 ・ 飲 食 業	1,865 (1.87)	1,574 (1.53)	290
金 融 ・ 保 険 業	25,078 (25.14)	23,578 (22.83)	1,500
不 動 産 業	5,486 (5.50)	5,726 (5.55)	△ 239
サ ー ビ ス 業	11,038 (11.06)	11,496 (11.13)	△ 458
地 方 公 共 団 体	20,856 (20.91)	19,737 (19.11)	1,118
そ の 他	7,556 (7.57)	9,038 (8.75)	△ 1,481
合 計	99,765 (100.00)	103,269 (100.00)	△ 3,504

(注) () 内は構成比です。

(債務保証の担保別残高)

(単位：百万円)

種 類	平成 23 年度	平成 22 年度	増 減
貯 金 等	—	—	—
有 価 証 券	—	—	—
動 産	—	—	—
不 動 産	1,716	1,827	△ 110
そ の 他 担 保 物	—	—	—
小 計	1,716	1,827	△ 110
信 用	434	523	△ 88
合 計	2,151	2,351	△ 199

(主要な農業関係の貸出金残高)

① 営農類型別

(単位：百万円)

種 類	平成 23 年度	平成 22 年度	増 減
農 業	99	77	21
穀 物	—	—	—
野 菜 ・ 園 芸	—	—	—
果 樹 ・ 樹 園 農 業	—	—	—
工 芸 作 物	—	—	—
養 豚 ・ 肉 牛 ・ 酪 農	50	50	—
養 鶏 ・ 養 卵	29	—	29
養 蚕	—	—	—
そ の 他 農 業	20	27	△ 7
農 業 関 連 団 体 等	3,367	3,643	△ 275
合 計	3,467	3,721	△ 253

- (注) 1. 農業関係の貸出金とは、農業者、農業法人および農業関連団体等に対する農業生産・農業経営に必要な資金や、農産物の生産・加工・流通に関する事業に必要な資金等が該当します。
 なお、前記の(貸出金の業種別残高)の「農業」は、農業者や農業法人等に対する貸出金の残高です。
 2. 「その他農業」には、複合経営で主たる業種が明確に位置づけられない者、農業サービス業、農業所得が従となる農業者等が含まれています。
 3. 「農業関連団体等」には、JAや全農とその子会社等が含まれています。

② 資金種類別

[貸出金]

(単位：百万円)

種 類	平成 23 年度	平成 22 年度	増 減
プ ロ パ ー 資 金	3,051	3,199	△ 148
農 業 制 度 資 金	416	521	△ 105
うち 農 業 近 代 化 資 金	383	466	△ 83
うち 其 他 制 度 資 金	33	54	△ 21
合 計	3,467	3,721	△ 253

- (注) 1. プロパー資金とは、当会原資の資金を融資しているもののうち、制度資金以外のものをいいます。
 2. 農業制度資金には、①地方公共団体が直接的または間接的に融資するもの、②地方公共団体が利子補給等を行うことで当会が低利で融資するもの、③日本政策金融公庫が直接融資するものがあり、ここでは①の転貸資金と②を対象としています。
 3. その他制度資金には、農業経営改善促進資金(スーパーS資金)や農業経営負担軽減支援資金などが該当します。

[受託貸付金]

(単位：百万円)

種 類	平成 23 年度	平成 22 年度	増 減
日 本 政 策 金 融 公 庫 資 金	10,389	11,319	△ 929
そ の 他	—	—	—
合 計	10,389	11,319	△ 929

- (注) 日本政策金融公庫資金は、農業(旧農林漁業金融公庫)にかかる資金をいいます。

(リスク管理債権の状況)

(単位：百万円)

区 分	平成 23 年度	平成 22 年度	増 減
破 綻 先 債 権	55	376	△ 321
延 滞 債 権	5,752	3,655	2,096
3 ヶ月以上延滞債権	39	61	△ 22
貸出条件緩和債権	289	801	△ 511
合 計	6,136	4,894	1,241

(注) 1. 破綻先債権

元本または利息の支払いの遅延が相当期間継続していること、その他の事由により、元本または利息の取立てまたは弁済の見込みがないものとして、未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由または同項第4号に規定する事由が生じているものをいいます。

2. 延滞債権

未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権および債務者の経営再建または支援を図ることを目的として利息の支払いを猶予したものの以外の貸出金をいいます。

3. 3 ヶ月以上延滞債権

元本または利息の支払いが約定支払日の翌日から3 ヶ月以上遅延している貸出金で、破綻先債権および延滞債権に該当しないものをいいます。

4. 貸出条件緩和債権

債務者の経営再建または支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄、その他の債務者に有利となる取り決めを行った貸出金で、破綻先債権、延滞債権、および3 ヶ月以上延滞債権に該当しないものをいいます。

(金融再生法開示債権区分に基づく保全状況)

(単位：百万円)

区 分	債 権 額	保 全 額			
		担 保	保 証	引 当	合 計
破産更生債権およびこれらに準ずる債権	296	169	1	125	296
危 険 債 権	5,789	1,115	2,333	2,144	5,593
要 管 理 債 権	328	240	—	2	242
小 計	6,414	1,526	2,334	2,272	6,133
正 常 債 権	95,682				
合 計	102,096				

(注) 上記の債権区分は、「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」（平成10年法律第132号）第6条に基づき、貸借対照表の貸出金およびその他資産中の未収利息および仮払金ならびに支払承諾見返（債務保証見返）について、債務者の財政状態および経営成績等を基礎として、次のとおり区分したものです。

なお、当会は同法の対象とはなっていませんが、参考として同法の定める基準に従い債権額を掲載しています。

1. 破産更生債権およびこれらに準ずる債権

破産手続開始、更正手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により、経営破綻に陥っている債務者に対する債権およびこれらに準ずる債権をいいます。

2. 危険債権

債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態および経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収および利息の受け取りができない可能性の高い債権をいいます。

3. 要管理債権

3 ヶ月以上延滞債権および貸出条件緩和債権をいいます。

4. 正常債権

債務者の財政状態および経営成績に特に問題がなく、破産更生債権およびこれらに準ずる債権、危険債権、要管理債権に該当しない債権をいいます。

(貸倒引当金の期末残高及び期中増減額)

(単位：百万円)

区 分	平 成 23 年 度					平 成 22 年 度				
	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高
			目的使用	その他				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	650	358	—	650	358	802	650	—	802	650
個別貸倒引当金	2,411	2,277	65	2,345	2,277	2,434	2,411	65	2,369	2,411
合 計	3,061	2,635	65	2,996	2,635	3,237	3,061	65	3,172	3,061

(貸出金償却の額)

(単位：百万円)

種 類	平 成 23 年 度	平 成 22 年 度
貸 出 金 償 却 額	38	65

(注) 個別貸倒引当金と相殺前の金額です。

(元本補てん契約のある信託にかかる貸出金のリスク管理債権の状況)

該当する取引はありません。

有価証券に関する指標

(有価証券の科目別平均残高)

(単位：百万円)

科 目	平 成 23 年 度	平 成 22 年 度	増 減
国 債	143,293	145,857	△ 2,563
地 方 債	13,042	13,527	△ 484
短 期 社 債	—	—	—
社 債	20,174	20,433	△ 258
外 国 証 券	35,129	40,230	△ 5,101
株 式	8,547	8,817	△ 270
そ の 他 証 券	32,430	33,718	△ 1,288
合 計	252,618	262,584	△ 9,966

(商品有価証券の科目別平均残高)

該当する取引はありません。

(有価証券の残存期間別残高)

(単位：百万円)

科目	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	期間の定め のないもの	合計
平成23年度								
国債	—	51,961	50,656	21,865	16,592	—	—	141,074
地方債	—	516	1,703	9,445	999	—	—	12,665
短期社債	—	—	—	—	—	—	—	—
社債	2,084	3,767	1,007	6,283	4,694	1,743	—	19,581
外国証券	4,498	9,721	4,981	2,293	2,926	6,298	—	30,719
株式	—	—	—	—	—	—	8,400	8,400
その他証券	2,994	5,144	6,742	912	2,204	—	11,284	29,282
平成22年度								
国債	—	31,982	39,826	38,607	35,397	11,991	—	157,806
地方債	—	—	724	5,682	6,999	—	—	13,406
短期社債	—	—	—	—	—	—	—	—
社債	1,993	3,843	3,014	2,880	7,793	1,421	—	20,948
外国証券	2,499	9,887	6,137	3,230	3,774	7,744	—	33,274
株式	—	—	—	—	—	—	9,052	9,052
その他証券	2,768	7,410	5,624	1,760	2,704	497	13,254	34,020

(注) 取得価額または償却原価によっています。

(有価証券の時価情報)

(単位：百万円)

保有区分	平成23年度			平成22年度		
	取得価額	時価	評価損益	取得価額	時価	評価損益
売買目的	—	—	—	—	—	—
満期保有目的	—	—	—	—	—	—
その他	241,725	249,439	7,713	268,508	275,129	6,621
合計	241,725	249,439	7,713	268,508	275,129	6,621

- (注) 1. 「取得価額」は、取得価額または償却原価です。
 2. 「時価」は、期末日における市場価格等によっています。
 3. 売買目的有価証券は保有していません。
 4. 満期保有目的の債券は保有していません。
 5. その他有価証券は、「時価」を貸借対照表価額としています。

なお、変動利付国債につきましては、「金融資産の時価の算定に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第25号平成20年10月28日)の公表を受けて、昨今の市場環境を踏まえた検討の結果、当年度末において市場価格を時価とみなせない状態にあると考えられる銘柄については、経営者による合理的な見積もりに基づく合理的に算定された価額による評価を行っております。

(金銭の信託の時価情報)

(単位：百万円)

保有区分	平成 23 年 度			平成 22 年 度		
	取得価額	時 価	評価損益	取得価額	時 価	評価損益
運 用 目 的	3,721	3,712	△ 9	3,729	3,709	△ 19
満期保有目的	—	—	—	—	—	—
そ の 他	4,050	3,629	△ 420	4,050	3,701	△ 348
合 計	7,771	7,341	△ 429	7,779	7,411	△ 368

- (注) 1. 「取得価額」は、取得価額または償却原価です。
2. 「時価」の算定は、次のとおり受託者が合理的に算出した価格によっています。
(1) 取引所上場有価証券については、主として東京証券取引所における最終価格によっています。
(2) 店頭株式については、日本証券業協会が公表する売買価格等によっています。
3. 運用目的の金銭の信託は、「時価」を貸借対照表価額とし、「評価損益」については当期の損益に計上しています。
4. 満期保有目的の金銭の信託は保有していません。
5. その他の金銭の信託は、「時価」を貸借対照表価額としています。

(デリバティブ取引)

該当する取引はありません。

(金融等デリバティブ取引)

該当する取引はありません。

(有価証券関連店頭デリバティブ取引)

該当する取引はありません。

経営諸指標

(利益率)

(単位：%)

項目	平成23年度	平成22年度	増減
総資産経常利益率	0.28	0.27	0.01
純資産経常利益率	5.29	5.33	△0.04
総資産当期純利益率	0.27	0.28	△0.01
純資産当期純利益率	5.05	5.58	△0.53

- (注) 1. 総資産経常利益率 = 経常利益 / 総資産 (債務保証見返を除く) 平均残高 × 100
 2. 純資産経常利益率 = 経常利益 / 純資産勘定平均残高 × 100
 3. 総資産当期純利益率 = 当期剰余金 (税引後) / 総資産 (債務保証見返を除く) 平均残高 × 100
 4. 純資産当期純利益率 = 当期剰余金 (税引後) / 純資産勘定平均残高 × 100

(貯貸率・貯証率)

(単位：%)

項目	平成23年度	平成22年度	増減	
貯貸率	期末	11.45	11.76	△0.31
	期中平均	11.69	12.22	△0.53
貯証率	期末	28.62	31.34	△2.72
	期中平均	28.70	29.81	△1.11

- (注) 1. 貯貸率 (期末) = 貸出金残高 / 貯金残高 (譲渡性貯金を含む) × 100
 2. 貯貸率 (期中平均) = 貸出金平均残高 / 貯金平均残高 (譲渡性貯金を含む) × 100
 3. 貯証率 (期末) = 有価証券残高 / 貯金残高 (譲渡性貯金を含む) × 100
 4. 貯証率 (期中平均) = 有価証券平均残高 / 貯金平均残高 (譲渡性貯金を含む) × 100

自己資本の充実の状況

1. 自己資本の状況

◇自己資本比率の状況

当会では、多様化するリスクに対応するとともに、会員や利用者のニーズに応えるため、財務基盤の強化を経営の重点課題として取り組んでいます。内部留保の充実に努めるとともに、不良債権処理及び業務の効率化等に取り組んだ結果、平成24年3月末における自己資本比率は、25.46%となりました。

◇経営の健全性の確保と自己資本の充実

当会の自己資本は会員からの普通出資のほか、回転出資金、後配出資金および永久劣後特約付借入金により調達しています。

○普通出資による資本調達額	155億円（前年度 155億円）
○回転出資金による資本調達額	12億円（前年度 13億円）
○後配出資による資本調達額	200億円（前年度 200億円）
○永久劣後特約付借入金による資本調達額	200億円（前年度 200億円）

当会では、将来的な信用リスクや金利リスクの増加に備え、「中期経営計画（平成22年度～平成24年度）」に基づき、安定的な内部留保による自己資本（Tier1）の充実と健全性の確保に努めています。

また、自己資本比率の算出にあたっては、「自己資本比率算出要領」及び「自己資本比率算出事務手続」を制定し、適正なプロセスにより正確な自己資本比率を算出しています。また、これに基づき、当会における信用リスクやオペレーショナル・リスクに対応した十分な自己資本の維持に努めています。

(1) 自己資本の構成

(単位：百万円、%)

項 目	当期末	前期末	項 目	当期末	前期末
出 資 金	35,542	35,542	他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額	—	—
うち後配出資金	20,000	20,000	負債性資本調達手段及びこれに準ずるもの	—	—
回 転 出 資 金	1,223	1,325	期限付劣後債務及びこれに準ずるもの	—	—
再 評 価 積 立 金	5	5	非同時決済取引に係る控除額及び信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額に係る控除額	—	—
資 本 準 備 金	—	—	基本的項目からの控除分を除く、自己資本控除とされる証券化エクスポージャー(ファンドのうち裏付資産を把握できない資産を含む。)及び信用補完機能を持つI/Oストリップス(告示第223条を準用する場合を含む)	960	495
利 益 準 備 金	8,379	7,779	控 除 項 目 不 算 入 額	—	—
特 別 積 立 金	3,900	2,300	控除項目計(D)	960	495
次 期 繰 越 剰 余 金	1,094	1,255	自己資本額(C-D)(E)	69,543	68,364
処 分 未 済 持 分	—	—	資 産 (オン・バランス) 項 目	260,073	265,341
その他有価証券の評価差損	—	—	オフ・バランス取引項目	2,836	2,680
営 業 権 相 当 額	—	—	オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額	10,136	9,896
企業結合により計上される無形固定資産相当額	—	—	リスク・アセット等計(F)	273,045	277,918
証券化取引により増加した自己資本に相当する額	—	—	補 完 的 項 目 不 算 入 額	—	—
基本的項目計(A)	50,145	48,209	補完的項目計(B)	20,358	20,650
土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%相当額	—	—	自己資本総額(A+B)(C)	70,504	68,859
一 般 貸 倒 引 当 金	358	650	Tier1比率(A/F)	18.36%	17.34%
相 互 援 助 積 立 金	—	—	自己資本比率(E/F)	25.46%	24.59%
負 債 性 資 本 調 達 手 段 等	20,000	20,000			
負債性資本調達手段	20,000	20,000			
期限付劣後債務	—	—			

- (注) 1. 農協法第11条の2の規定に基づく組合の経営の健全性を判断するための基準にかかる算式に基づき算出しております。なお、当会は国内基準を採用しています。
2. 当会は、信用リスク・アセット額の算出にあたっては標準的手法を、適格金融資産担保の適用については信用リスク削減手法の簡便手法を、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたっては基礎的手法を採用しています。
- 基礎的手法とは、1年間の粗利益に0.15を乗じた額の直近三年間の平均値によりオペレーショナル・リスク相当額を算出する方法です。
- なお、1年間の粗利益は、経常利益から国債等債券売却益・償還益及びその他経常収益を控除し、役員取引等費用、国債等債券売却損・償還損・償却、経費、その他経常費用及び金銭の信託運用見合費用を加算して算出しています。

(2) 自己資本の充実度に関する事項

信用リスクに対する所要自己資本の額及び区分ごとの内訳

(単位：百万円)

信用リスク・アセット (標準的手法)	平成23年度			平成22年度		
	エクスポージャーの 期末残高	リスク・アセットの額 a	所要自己資本額 b = a × 4%	エクスポージャーの 期末残高	リスク・アセットの額 a	所要自己資本額 b = a × 4%
我が国の中央政府及び中央銀行向け	141,412	0	0	158,152	0	0
我が国の地方公共団体向け	33,698	0	0	33,321	0	0
地方公共団体金融機構向け	—	—	—	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	1,632	163	6	1,319	131	5
地方三公社向け	406	0	0	766	0	0
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	581,260	134,214	5,368	558,697	130,248	5,209
法人等向け	66,486	44,037	1,761	71,416	47,940	1,917
中小企業等向け及び個人向け	159	114	4	185	134	5
抵当権付住宅ローン	5,221	1,818	72	6,053	2,110	84
不動産取得等事業向け	3,748	3,661	146	4,711	4,664	186
三月以上延滞等	425	163	6	733	408	16
信用保証協会等による保証付	775	77	3	936	93	3
出資等	60,999	60,999	2,439	61,737	61,737	2,469
複数の資産を裏付とする資産 (所謂ファンド)のうち、個々の 資産の把握が困難な資産	37,107	15,375	615	41,555	18,226	729
証券化	—	—	—	570	285	11
上記以外	17,145	2,283	91	15,814	2,039	81
エクスポージャー別計	950,480	262,909	10,516	955,974	268,021	10,720
オペレーショナル・リスク に対する所要自己資本の額 <基礎的手法>	オペレーショナル・リスク相当額を 8%で除して得た額 a		所要自己資本額 b = a × 4%	オペレーショナル・リスク相当額を 8%で除して得た額 a		所要自己資本額 b = a × 4%
	10,136		405	9,896		395
所要自己資本額	リスク・アセット(分母)合計 a		所要自己資本額 b = a × 4%	リスク・アセット(分母)合計 a		所要自己資本額 b = a × 4%
	273,045		10,921	277,918		11,116

(注) 1. 「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクスポージャーの種類ごとに記載しています。

2. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。

3. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウエイトが150%になったエクスポージャーのことです。

4. 「証券化」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部又は全部を第三者に移転する性質を有する取引のことです。

5. 「上記以外」には、現金・外国の中央政府及び中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産（固定資産等）が含まれます。

6. オペレーショナル・リスク相当額算出にあたり、当会では基礎的手法を採用しています。

<オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額の算出方法（基礎的手法）>

$$\frac{\text{粗利益（正の値の場合に限る）} \times 15\% \text{ の直近3年間の合計額}}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}} \div 8\%$$

2. 信用リスクに関する事項

◇リスク管理の方針及び手続の概要

当会では、リスクを確実に認識し、評価・計測し、報告するための態勢として、リスク管理に関する規程類を整備しています。

信用リスクについては、「信用リスクマネジメント要領」を制定し、債務者別の内部格付に基づく与信限度額による管理を行っています。また、新BIS規制における標準的手法のリスク・ウェイトより算出した所要自己資本からリスク量を算出するなど、信用リスクの定量的な管理にも努めています。

市場関連取引に付随する信用リスクについては、「市場リスクマネジメント要領」を制定し、信用リスクに関するモニタリングを常時行っています。

また、各部・室長で構成するリスク管理委員会を四半期ごとに又は随時開催し、当会が保有するリスク量やリスク内容及び対応方針を協議しています。

◇貸倒引当金の計上基準

当会における貸倒引当金は、「資産の償却・引当要領」に基づき計上しています。

自己査定結果に基づく債務者区分に応じ、債務者区分毎あるいは個別債務者毎に算出した予想損失額を貸倒引当金として、その全額を計上しています。

正常先及び要注意先（要管理先を含む。）の債権については貸倒実績率により算出した予想損失額と税法基準に基づき算定した繰入額とを比較し、いずれが多い額を一般貸倒引当金として計上することとしています。

破綻懸念先の債権については、個別債務者毎のⅢ分類額からキャッシュ・フローによる回収可能額を控除した残額を個別貸倒引当金として計上することとしております。

実質破綻先及び破綻先の債権については、Ⅲ分類及びⅣ分類の全額を個別貸倒引当金として計上することとしています。

◇標準的手法に関する事項

当会では、自己資本比率算出にかかる信用リスク・アセット額を告示に定める標準的手法により算出しています。また、信用リスク・アセットの算出におけるリスク・ウェイトの判定にあたり使用する格付等は次のとおりです。

- ① リスク・ウェイトの判定にあたり使用する格付は、以下の適格格付機関による依頼格付のみ使用し、非依頼格付は使用しないこととしています。

適格格付機関
株式会社格付投資情報センター（R&I）
株式会社日本格付研究所（JCR）
ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク（Moody's）
スタンダード・アンド・プアーズ・レーティングズ・サービスズ（S&P）
フィッチレーティングスリミテッド（Fitch）

- ② リスク・ウェイトの判定にあたり使用するエクスポージャーごとの適格格付機関の格付又は
 カントリー・リスク・スコアは以下のとおりです。

エクスポージャー	適格格付機関	カントリー・リスク・スコア
中央政府及び中央銀行		日本貿易保険
国際開発銀行向けエクスポージャー	R&I,Moody's,JCR,S&P,Fitch	
金融機関向けエクスポージャー		日本貿易保険
法人等向けエクスポージャー（長期）	R&I,Moody's,JCR,S&P,Fitch	
法人等向けエクスポージャー（短期）	R&I,Moody's,JCR,S&P,Fitch	

(注) 「リスク・ウェイト」とは、当該資産を保有するために必要な自己資本額を算出するための掛け目のことです。

(1) 信用リスクに関するエクスポージャー（地域別、業種別、残存期間別）及び三月以上延滞エクスポージャーの期末残高

(単位：百万円)

	平成23年度					平成22年度					
	信用リスクに関する エクスポージャーの残高				三月以上延滞 エクスポージャー	信用リスクに関する エクスポージャーの残高				三月以上延滞 エクスポージャー	
	うち貸出金等	うち債券	うち店頭 デリバティブ	うち貸出金等		うち債券	うち店頭 デリバティブ				
国内	921,232	102,595	173,561	—	425	924,158	106,006	192,449	—	733	
国外	29,247	—	29,247	—	0	31,245	—	31,242	—	0	
地域別残高計	950,480	102,595	202,808	—	425	955,403	106,006	223,691	—	733	
法人	農業	3,796	3,750	—	—	—	4,051	4,005	—	—	
	林業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	水産業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	製造業	33,053	20,329	7,486	—	54	38,253	23,833	8,996	—	74
	鉱業	1,725	1,501	—	—	—	1,747	1,501	—	—	
	建設・不動産業	12,213	6,101	1,007	—	43	13,343	7,095	1,007	—	186
	電気・ガス・熱供給・水道業	635	12	486	—	—	241	12	—	—	
	運輸・通信業	7,192	1,713	4,405	—	29	7,241	1,842	4,409	—	29
	金融・保険業	588,635	25,088	17,963	—	—	565,913	23,591	21,626	—	—
	卸売・小売・飲食・サービス業	19,610	15,549	3,451	—	—	19,641	15,537	3,439	—	4
	日本国政府・地方公共団体	175,110	20,957	153,981	—	—	191,474	19,835	171,493	—	—
	上記以外	62,249	0	14,026	—	0	60,918	0	12,717	—	0
	個人	7,590	7,590	—	—	298	8,752	8,752	—	—	437
その他	38,667	—	—	—	—	43,824	—	—	—	—	
業種別残高計	950,480	102,595	202,808	—	425	955,403	106,006	223,691	—	733	
1年以下	560,669	13,927	6,597	—	—	532,793	10,793	4,016	—	—	
1年超3年以下	87,028	15,082	65,945	—	—	60,883	12,246	45,638	—	—	
3年超5年以下	77,685	19,319	58,366	—	—	69,542	19,471	50,070	—	—	
5年超7年以下	44,127	4,558	39,568	—	—	64,657	14,778	49,878	—	—	
7年超10年以下	40,579	15,465	25,114	—	—	65,652	11,715	53,936	—	—	
10年超	40,943	33,727	7,216	—	—	56,260	36,109	20,151	—	—	
期限の定めのないもの	99,446	514	0	—	—	105,613	890	0	—	—	
残高期間別残高計	950,480	102,595	202,808	—	—	955,403	106,006	223,691	—	—	

- (注) 1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、派生商品取引によるもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。
2. 「うち貸出金等」には、貸出金のほか、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランスシート・エクスポージャーを含んでいます。なお、コミットメントとは、契約した期間・融資枠の範囲内で、お客様のご請求に基づき、金融機関が融資を実行することを約束する契約における融資可能残額のことです。
3. 「店頭デリバティブ」とは、スワップ等の金融派生商品のうち相対で行われる取引をいいます。
4. 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞しているエクスポージャーをいいます。
5. 「その他」には、ファンドのうち個々の資産の把握が困難な資産や固定資産等が該当します。
6. 「平均残高」につきましては、期末残高と著しい差異が無いことから、記載しておりません。

(2) 貸倒引当金の期末残高及び期中増減額

a 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位：百万円)

	平成23年度					平成22年度				
	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高
			目的使用	その他				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	650	358	—	650	358	802	650	—	802	650
個別貸倒引当金	2,411	2,277	65	2,345	2,277	2,434	2,411	65	2,369	2,411

b 業種別の個別貸倒引当金の期末残高・期中増減額及び貸出金償却の額

(単位：百万円)

	平成23年度						平成22年度						
	個別貸倒引当金					貸出金 償却	個別貸倒引当金					貸出金 償却	
	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高		期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高		
		目的使用	その他				目的使用	その他					
国内	2,411	2,277	65	2,345	2,277	—	2,434	2,411	65	2,369	2,411	—	
国外	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
地域別計	2,411	2,277	65	2,345	2,277	—	2,434	2,411	65	2,369	2,411	—	
法人	農業	384	361	—	384	361	—	506	384	—	506	384	—
	林業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	水産業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	製造業	70	54	27	42	54	—	66	70	—	66	70	—
	鉱業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	建設・不動産業	1,350	1,275	38	1,312	1,275	38	1,356	1,350	65	1,290	1,350	65
	電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	運輸・通信業	209	178	—	209	178	—	362	209	—	362	209	—
	金融・保険業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	卸売・小売・飲食・サービス業	220	245	—	220	245	—	7	220	—	7	220	—
上記以外	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
個人	176	160	—	176	160	—	136	176	—	136	176	—	
業種別計	2,411	2,277	65	2,345	2,277	38	2,434	2,411	65	2,369	2,411	65	

(注) 一般貸倒引当金については業種別の算定を行っていないため、個別貸倒引当金のみ記載しています。

(3) 信用リスク削減効果勘案後の残高及び自己資本控除額

(単位：百万円)

		平成23年度			平成22年度		
		格付あり	格付なし	計	格付あり	格付なし	計
信用 リスク 削減 効果 勘案 後 残高	0%	—	202,023	202,023	—	219,796	219,796
	10%	—	2,418	2,418	—	2,287	2,287
	20%	7,008	571,154	578,163	8,614	547,338	555,953
	35%	—	5,217	5,217	—	6,032	6,032
	50%	27,176	4,595	31,771	27,810	2,940	30,751
	75%	—	140	140	—	168	168
	100%	10,227	119,257	129,485	11,232	127,989	139,222
	150%	—	1,258	1,258	—	1,192	1,192
	その他	—	—	—	—	—	—
自己資本控除		—	—	—	—	—	—
合計		44,413	906,067	950,480	47,657	907,745	955,403

(注) 1. 「格付あり」にはエクスポージャーのリスク・ウエイト判定において格付を使用しているもの、「格付なし」にはエクスポージャーのリスク・ウエイト判定において格付を使用していないものを記載しています。なお、格付は適格格付機関による依頼格付のみ使用しています。
2. 自己資本控除には、非同時決済取引に係る控除額、信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免費額に係る控除額があります。

3. 信用リスク削減手法に関する事項

◇信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

「信用リスク削減手法」とは、自己資本比率算出における信用リスク・アセット額の算出において、エクスポージャーに対して一定の要件を満たす担保や保証等が設定されている場合に、エクスポージャーのリスク・ウェイトに代え、担保や保証人に対するリスク・ウェイトを適用するなど信用リスク・アセット額を軽減する方法です。

当会では、信用リスク削減手法を「自己資本比率算出要領」にて定めています。

信用リスク削減手法として、「適格金融資産担保」、「保証」、「貸出金と自会貯金の相殺」を適用しています。

適格金融資産担保付取引とは、エクスポージャーの信用リスクの全部又は一部が、取引相手又は取引相手のために第三者が提供する適格金融資産担保によって削減されている取引をいいます。当会では、適格金融資産担保付取引について信用リスク削減手法の簡便手法を用いています。

保証については、被保証債権の債務者よりも低いリスク・ウェイトが適用される中央政府等、我が国の地方公共団体、地方公共団体金融機構、我が国の政府関係機関、外国の中央政府以外の公共部門、国際開発銀行、及び金融機関又は第一種金融商品取引業者、これら以外の主体で長期格付がA-又はA3以上の格付を付与しているものを適格保証人とし、エクスポージャーのうち適格保証人に保証された被保証部分について、被保証債権のリスク・ウェイトに代えて、保証人のリスク・ウェイトを適用しています。

貸出金と自会貯金の相殺については、①取引相手の債務超過、破産手続開始の決定その他これらに類する事由にかかわらず、貸出金と自会貯金の相殺が法的に有効であることを示す十分な根拠を有していること、②同一の取引相手との間で相殺契約下にある貸出金と自会貯金をいずれの時点においても特定することができること、③自会貯金が継続されないリスクが監視及び管理されていること、④貸出金と自会貯金の相殺後の額が監視及び管理されていること、の条件をすべて満たす場合に、相殺契約下にある貸出金と自会貯金の相殺後の額を信用リスク削減手法適用後のエクスポージャー額としています。

担保に関する評価及び管理方法は、一定のルールのもと定期的に担保確認及び評価の見直しを行っています。

信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額

(単位：百万円)

	平成23年度			平成22年度		
	適格金融資産担保	保 証	クレジット・デリバティブ	適格金融資産担保	保 証	クレジット・デリバティブ
地方公共団体金融機構向け	—	—	—	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	—	—	—	—	—	—
地方三公社向け	—	406	—	—	766	—
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	—	—	—	—	—	—
法人等向け	325	1,708	—	571	25	—
中小企業等向け及び個人向け	—	18	—	—	17	—
抵当権付住宅ローン	—	—	—	21	—	—
不動産取得等事業向け	—	4	—	1	7	—
三月以上延滞等	—	—	—	—	—	—
証券化	—	—	—	—	—	—
上記以外	—	2,366	—	—	2,700	—
合 計	325	4,504	—	593	3,517	—

- (注) 1. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
2. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
3. 「証券化」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部又は全部を第三者に移転する性質を有する取引のことです。
4. 「上記以外」には、現金・外国の中央政府及び中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産（固定資産等）が含まれます。
5. 「クレジット・デリバティブ」とは、第三者（参照組織）の信用リスクを対象に、信用リスクを回避したい者（プロテクションの買い手）と信用リスクを取得したい者（プロテクションの売り手）との間で契約を結び、参照組織に信用事由（延滞・破産など）が発生した場合にプロテクションの買い手が売り手から契約に基づく一定金額を受領する取引をいいます。

4. 派生商品取引及び長期決済期間取引のリスクに関する事項

◇派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要

「派生商品取引」とは、その価格（現在価値）が他の証券・商品（原資産）の価格に依存して決定される金融商品（先物、オプション、スワップ等）にかかる取引です。「長期決済期間取引」とは、有価証券等の受渡し又は決済を行う取引であって、約定日から受渡日（決済日）までの期間が5営業日又は市場慣行による期間を超えることが約定され、反対取引に先立って取引相手に対して有価証券等の引渡し又は資金の支払いを行う取引です。

当会では、派生商品取引については、「リスクマネジメント基本方針」に基づく単年度リスク管理方針において、金融先物取引等の限度額基準を定め、商品毎の取引限度額による管理を行っています。また、1取引における運用限度額とロス・カットの基準を設けることで、リスクのコントロールを図っています。

長期決済取引については該当がありません。

(1) 派生商品取引及び長期決済期間取引の内訳

	平成23年度	平成22年度
与信相当額の算出に用いる方式	カレント・エクスポージャー方式	カレント・エクスポージャー方式

平成23年度

(単位：百万円)

	グロス再構築 コストの額	信用リスク削減 効果勘案前の 与信相当額	担 保			信用リスク削減 効果勘案後の 与信相当額
			現金・自会貯金	債 券	そ の 他	
(1)外国為替関連取引	59	177	—	—	—	177
(2)金利関連取引	24	1,784	—	—	—	1,784
(3)金関連取引	—	—	—	—	—	—
(4)株式関連取引	6	57	—	—	—	57
(5)貴金属(金を除く)関連取引	—	—	—	—	—	—
(6)その他コモディティ関連取引	0	1	—	—	—	1
(7)クレジット・デリバティブ	—	—	—	—	—	—
派生商品合計	92	2,020	—	—	—	2,020
長期決済期間取引	—	—	—	—	—	—
一括清算ネットティング契約による与信相当額削減効果(△)		—				—
合 計	92	2,020	—	—	—	2,020

平成22年度

(単位：百万円)

	グロス再構築 コストの額	信用リスク削減 効果勘案前の 与信相当額	担 保			信用リスク削減 効果勘案後の 与信相当額
			現金・自会貯金	債 券	そ の 他	
(1)外国為替関連取引	53	131	—	—	—	131
(2)金利関連取引	19	1,305	—	—	—	1,305
(3)金関連取引	—	—	—	—	—	—
(4)株式関連取引	0	43	—	—	—	43
(5)貴金属(金を除く)関連取引	—	—	—	—	—	—
(6)その他コモディティ関連取引	—	103	—	—	—	103
(7)クレジット・デリバティブ	—	—	—	—	—	—
派生商品合計	72	1,584	—	—	—	1,584
長期決済期間取引	—	—	—	—	—	—
一括清算ネットティング契約による与信相当額削減効果(△)		—				—
合 計	72	1,584	—	—	—	1,584

- (注) 1. 「カレント・エクスポージャー方式」とは、派生商品取引及び長期決済期間取引の与信相当額を算出する方法のひとつです。再構築コストと想定元本に一定の掛目を乗じて得た額の合計で与信相当額を算出します。なお、「再構築コスト」とは、同一の取引を市場で再度構築するのに必要となるコスト(ただし0を下回らない)をいいます。
2. 「クレジット・デリバティブ」とは、第三者(参照組織)の信用リスクを対象に、信用リスクを回避したい者(プロテクションの買い手)と信用リスクを取得したい者(プロテクションの売り手)との間で契約を結び、参照組織に信用事由(延滞・破産など)が発生した場合にプロテクションの買い手が売り手から契約に基づく一定金額を受領する取引をいいます。
3. 「想定元本」とは、デリバティブ取引において価格決定のために利用される名目上の元本のことをいいます。オン・バランスの元本と区別して「想定元本」と呼ばれています。

(2) 与信相当額算出の対象となるクレジット・デリバティブ

該当する取引はありません。

(3) 信用リスク削減手法の効果を勘案するために用いているクレジット・デリバティブ

該当する取引はありません。

5. 証券化エクスポージャーに関する事項

◇リスク管理の方針及び手続の概要

「証券化エクスポージャー」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部又は全部を第三者に移転する性質を有する取引に係るエクスポージャーのことです。「再証券化エクスポージャー」とは、原資産の一部又は全部が証券化エクスポージャーである取引に係るエクスポージャーのことです。

当会では、投資有価証券等のひとつとして証券化エクスポージャーを取得しており、一般の債券と同様に、金利リスク、市場関連取引に付随する信用リスクの管理を行っています。

当会が保有する証券化エクスポージャーは、金利リスク、信用リスクのほか、流動性リスクを含んでいます。

証券化取引において「投資家」以外の役割となる取引は行っていません。

再証券化エクスポージャーに該当する取引はありません。

◇体制の整備及び運用状況の概要

証券化エクスポージャーについては、一般の債券と同様に「統合リスク管理要領」、「市場リスクマネジメント要領」、「信用リスクマネジメント要領」に基づき、リスク管理を行っています。

◇信用リスク削減手法として証券化取引を用いる場合の方針

該当する取引はありません。

◇信用リスク・アセットの額算出方法の名称

証券化エクスポージャーにかかるリスク・アセットの額の算出については、標準的手法を採用しています。

◇当会が証券化目的導管体を用いて行った第三者の資産に係る証券化取引

該当する取引はありません。

◇当会が行った証券化取引に係るエクスポージャーを保有している子会社及び関連法人

該当ありません。

◇証券化取引に関する会計方針

証券化取引については、「金融商品に係る会計基準」、「金融商品会計に関する実務指針」及び「その他の複合金融商品（払込資本を増加させる可能性のある部分を含まない複合金融商品）に関する会計処理」に基づき会計処理を行っています。

◇証券化エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関の名称

証券化エクスポージャーのリスク・ウェイト判定に当たり使用する格付は、以下の適格格付機関による所定の要件を満たした依頼格付のみ使用し、非依頼格付は使用しないこととしています。

適 格 格 付 機 関
株式会社格付投資情報センター（R&I）
株式会社日本格付研究所（JCR）
ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク（Moody's）
スタンダード・アンド・プアーズ・レーティングズ・サービスズ（S&P）
フィッチレーティングスリミテッド（Fitch）

◇内部評価方式の概要

当社は内部格付手法を採用していないため該当しません。

（1）当社がオリジネーターである場合における信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する事項

該当する取引はありません。

（2）当社が投資家である場合における信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する事項

a 保有する証券化エクスポージャーの額

（単位：百万円）

		平成23年度		平成22年度	
		証券化エクスポージャー	再証券化エクスポージャー	証券化エクスポージャー	再証券化エクスポージャー
オンバランス	クレジットカード与信	—	—	—	—
	住宅ローン	—	—	—	—
	自動車ローン	—	—	—	—
	その他	960	—	1,066	—
	合 計	960	—	1,066	—
オフバランス	クレジットカード与信	—	—	—	—
	住宅ローン	—	—	—	—
	自動車ローン	—	—	—	—
	その他	—	—	—	—
	合 計	—	—	—	—

（注）証券化エクスポージャーは再証券化エクスポージャーを除いて記載し、証券化エクスポージャーと再証券化エクスポージャーを区別して記載しています。

b リスク・ウェイト区分ごとの残高及び所要自己資本の額

平成23年度

(単位：百万円)

	証券化エクスポージャー				再証券化エクスポージャー		
	リスク・ウェイト区分	残 高	所要自己資本額		リスク・ウェイト区分	残 高	所要自己資本額
オン パ ラ ン ス	リスク・ウェイト20%	—	—	オン パ ラ ン ス	リスク・ウェイト40%	—	—
	リスク・ウェイト50%	—	—		リスク・ウェイト100%	—	—
	リスク・ウェイト100%	—	—		リスク・ウェイト225%	—	—
	リスク・ウェイト350%	—	—		リスク・ウェイト650%	—	—
	その他のリスク・ウェイト	—	—		その他のリスク・ウェイト	—	—
	自己資本控除	960	960		自己資本控除	—	—
	合 計	960	960		合 計	—	—
オフ パ ラ ン ス	リスク・ウェイト20%	—	—	オフ パ ラ ン ス	リスク・ウェイト40%	—	—
	リスク・ウェイト50%	—	—		リスク・ウェイト100%	—	—
	リスク・ウェイト100%	—	—		リスク・ウェイト225%	—	—
	リスク・ウェイト350%	—	—		リスク・ウェイト650%	—	—
	その他のリスク・ウェイト	—	—		その他のリスク・ウェイト	—	—
	自己資本控除	—	—		自己資本控除	—	—
	合 計	—	—		合 計	—	—

平成22年度

(単位：百万円)

	証券化エクスポージャー				再証券化エクスポージャー		
	リスク・ウェイト区分	残 高	所要自己資本額		リスク・ウェイト区分	残 高	所要自己資本額
オン パ ラ ン ス	リスク・ウェイト20%	—	—	オン パ ラ ン ス	リスク・ウェイト40%	—	—
	リスク・ウェイト50%	570	11		リスク・ウェイト100%	—	—
	リスク・ウェイト100%	—	—		リスク・ウェイト225%	—	—
	リスク・ウェイト350%	—	—		リスク・ウェイト650%	—	—
	その他のリスク・ウェイト	—	—		その他のリスク・ウェイト	—	—
	自己資本控除	495	495		自己資本控除	—	—
	合 計	1,066	506		合 計	—	—
オフ パ ラ ン ス	リスク・ウェイト20%	—	—	オフ パ ラ ン ス	リスク・ウェイト40%	—	—
	リスク・ウェイト50%	—	—		リスク・ウェイト100%	—	—
	リスク・ウェイト100%	—	—		リスク・ウェイト225%	—	—
	リスク・ウェイト350%	—	—		リスク・ウェイト650%	—	—
	その他のリスク・ウェイト	—	—		その他のリスク・ウェイト	—	—
	自己資本控除	—	—		自己資本控除	—	—
	合 計	—	—		合 計	—	—

- (注) 1. 証券化エクスポージャーは再証券化エクスポージャーを除いて記載し、証券化エクスポージャーと再証券化エクスポージャーを区別して記載しています。
 2. 「その他のリスク・ウェイト」には、自己資本比率告示第225条第7項の規定により適用される裏付資産のリスク・ウェイトの加重平均値となるもの、及び自己資本比率告示附則第13条の経過措置により適用される上記区分以外のリスク・ウェイトとなるものが該当します。
 3. 「自己資本控除」には、ファンドのうち裏付資産が把握できない額を含んでいます。

c 自己資本比率告示第223条の規定により自己資本から控除した証券化エクスポージャーの額

(単位：百万円)

	平成23年度	平成22年度
クレジットカード与信	—	—
住宅ローン	—	—
自動車ローン	—	—
そ の 他	960	495
合 計	960	495

- (注) 1. 自己資本比率告示第223条の規定に基づき、格付けにより自己資本控除になるもの及び信用補完機能を持つI/Oストリップによる自己資本控除となった証券化エクスポージャーを記載しています。
 なお、「信用補完を持つI/Oストリップ」とは、証券化取引を行う法人等に原資産を譲渡する証券化取引において、原資産から将来生じる金利収入を受ける権利であって、当該証券化取引に係る他の証券化エクスポージャーに対する信用補完として利用されるよう仕組まれたものことです。
 2. 「その他」には、ファンドのうち裏付資産が把握できない額を含んでいます。

d 保有する再証券化エクスポージャーに対する信用リスク削減手法の適用の有無及び保証人に適用されるリスク・ウェイトの区分ごとの内訳

該当する取引はありません。

e 自己資本比率告示附則第13条の適用により算出される信用リスク・アセットの額

該当する取引はありません。

6. オペレーショナル・リスクに関する事項

◇リスク管理の方針及び手続の概要

「オペレーショナル・リスク」とは、業務の過程、役職員の活動もしくは、システムが不適切であること又は外的な現象により損失を被るリスクのことです。

当会では、オペレーショナル・リスクを「事務リスク」、「法務リスク」、「システムリスク」等に分けて捉え、「オペレーショナル・リスク管理要領」に基づき管理しています。

事務リスクについては、当会役職員の不正確な事務処理、あるいは事故・不正等の発生を未然に防止するため、コンプライアンス・マニュアル、内部管理事務手続等の整備・徹底と、部署間で相互牽制が働く体制を整備することで適切なリスク管理を目指しています。また、「業務確認手続」を定め、各部署毎に日々業務確認を行うことにより、業務におけるリスクの所在を認識し、リスクの軽減に努めています。

法務リスクについては、新しい金融商品の取扱いや各種契約書の作成にあたって、顧問弁護士等によるリーガル・チェックを実施する等法務リスクの未然防止に努めています。

システムリスクについては、当会の情報資産（情報及び情報システム）を適切に保護するための基本方針である「セキュリティポリシー」、安全対策基準である「セキュリティスタンダード」等を遵守することでシステムリスクの未然防止を図っています。また、不測の事態に備えた「コンティンジェンシープラン（危機管理計画）」の策定と定期的な訓練により、万一のリスクにも備えています。

◇オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称

当会では、自己資本比率算出におけるオペレーショナル・リスク相当額の算出にあたっては、「基礎的手法」を採用しています。

基礎的手法とは、1年間の粗利益に0.15を乗じた額の直近三年間の平均値によりオペレーショナル・リスク相当額を算出する方法です。

なお、1年間の粗利益は、経常利益から国債等債券売却益・償還益及びその他経常収益を控除し、役務取引等費用、国債等債券売却損・償還損・償却、経費、その他経常費用及び金銭の信託運用見合費用を加算して算出します。

7. 出資等エクスポージャーに関する事項

◇出資等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要

「出資等エクスポージャー」とは、貸借対照表上の有価証券勘定及び外部出資勘定の株式・投資証券又は出資として計上されているもの、及び買入金銭債権のうち出資等に類するものです。

当会では、出資エクスポージャーに関して、以下のとおり管理しています。

有価証券勘定の株式については、「統合リスク管理要領」、「市場リスクマネジメント要領」、「信用リスクマネジメント要領」に基づき管理しています。格付に応じた与信限度額管理や株式全体での取得限度枠管理のほか、同業種への集中排除、信用リスクのモニタリング、VaRによるリスクの計量化等のリスク管理を行っています。

外部出資勘定の株式・出資については、信用リスクのモニタリングにより業況・財務内容の把握に努めています。

(1) 出資等エクスポージャーの貸借対照表計上額及び時価

(単位：百万円)

	平成23年度		平成22年度	
	貸借対照表計上額	時価評価額	貸借対照表計上額	時価評価額
上場	13,390	13,390	14,393	14,393
非上場	49,147	49,147	49,190	49,190
合計	62,537	62,537	63,583	63,583

(注) 「時価評価額」は、時価のあるものは時価、時価のないものは貸借対照表計上額の合計額です。

(2) 出資等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益

(単位：百万円)

平成23年度			平成22年度		
売却益	売却損	償却額	売却益	売却損	償却額
187	423	—	250	—	404

(3) 貸借対照表で認識され損益計算書で認識されない評価損益の額

(保有目的区分をその他有価証券としている株式・出資の評価損益等)

(単位：百万円)

平成23年度		平成22年度	
評価益	評価損	評価益	評価損
1,538	676	1,846	632

(4) 貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額

(子会社・関連会社株式の評価損益等)

(単位：百万円)

平成23年度		平成22年度	
評価益	評価損	評価益	評価損
—	—	—	—

8. 金利リスクに関する事項

◇リスク管理の方針及び手続の概要

「金利リスク」とは、金融機関の保有する資産・負債のうち、市場金利に影響を受けるもの（例えば貸出金、有価証券、貯金等）が、金利の変動により損失を被るリスクのことです。

当会では、「統合リスク管理要領」及び「市場リスクマネジメント要領」により金利リスクを管理しています。リスク統括部ではVaRを用いて定期的に金利リスクを算出し、その他の市場関連リスク、信用リスク及びオペレーショナル・リスクとの合計額を取得リスクとし、新BIS規制で定める自己資本比率算定上の所要自己資本額を基準として設定した「許容リスク（平成23年度230億円）」との対比を行っています。取得リスクにアラーム・ポイントを設定し、その水準（平成23年度200億円）を超過した場合には、運用担当部署である資金証券部や営業部、ALM担当部署である企画管理部等関係部署と対応策を協議するとともに、リスク管理委員会等へ報告することにより統合的なリスク管理を目指しています。

◇金利リスクの算定方法の概要

当会では、VaR（バリュー・アット・リスク）により金利リスクを算出しています。VaRとは、一定の保有期間、一定の信頼区間のもとで被る可能性のある最大損失額のことです。当会では、保有期間1ヶ月、信頼区間99%（変動幅2.33標準偏差）のVaRを分散・共分散法により算出しています。

金利リスクは、運用勘定の金利リスク量と調達勘定の金利リスク量を相殺して算定します。

$$\text{金利リスク} = \text{運用勘定の金利リスク量} - \text{調達勘定の金利リスク量} (\Delta)$$

内部管理上使用した金利ショックに対する損益又は経済価値の増減

（単位：百万円）

	平成23年度	平成22年度
内部管理上使用した金利ショックに対する損益・経済価値の増減額	1,056	2,818

（注）金利リスクは、保有期間1ヶ月、信頼区間99%（変動幅2.33標準偏差）のVaRを算出し、運用勘定の金利リスク量と調達勘定の金利リスク量を相殺して算定しています。

役員等の報酬体系

1. 役員

(1) 対象役員

開示の対象となる報酬告示に規定されている「対象役員」は、経営管理委員、理事及び監事をいいます。

(2) 役員報酬等の種類、支払総額及び支払方法

役員に対する報酬等の種類は、基本報酬と退職慰労金の2種類で、平成23年度における対象役員に対する報酬等の支払総額は、次のとおりです。

なお、基本報酬は毎月所定日に指定口座への振り込みの方法による現金支給のみであり、退職慰労金は、その支給に関する総会決議後、所定の手続きを経て、基本報酬に準じた方法で支払っています。

(単位：百万円)

	支給総額(注2)	
	基本報酬	退職慰労金
対象役員(注1)に対する報酬等	50	6

(注1) 対象役員は、経営管理委員14名、理事3名、監事8名です。(中に退任した者を含む。)

(注2) 退職慰労金については、当年度に実際に支給した額ではなく、当年度の費用として認識される部分の金額(引当金への繰入額と支給額のうち当年度の負担に属する金額)によっています。

(3) 対象役員の報酬等の決定等

① 役員報酬(基本報酬)

役員報酬は、経営管理委員、理事及び監事の別に各役員に支給する報酬総額の最高限度額を総会において決定し、その範囲内において、経営管理委員各人別の報酬額については経営管理委員会において、理事各人別の報酬額については理事会において決定し、監事各人別の報酬額については監事の協議によって定めています。なお、業績連動型の報酬体系とはなっていません。

この場合の役員各人別の報酬額の決定にあたっては、各人の役職・責務や在任年数等を勘案して決定していますが、その基準等については、役員報酬審議会(構成：当会の会員JA組合長12人)に諮問をし、その答申を踏まえて決定しています。また、上記の支給する報酬総額の最高限度額もこの基準をもとに決定しています。

② 役員退職慰労金

役員退職慰労金については、役員報酬に役員在職年数に応じた係数を乗じて得た額に特別に功労があったと認められる者については功労金を加算して算定し、総会で経営管理委員、理事及び監事の別に各役員に支給する退職慰労金の総額の承認を受けた後、役員退職慰労金規程に基づき、経営管理委員については経営管理委員会、理事については理事会、監事については監事の協議によって各人別の支給額と支給時期・方法を決定し、その決定に基づき支給しています。

なお、この役員退職慰労金の支給に備えて公正妥当なる会計慣行に即して引当金を計上しています。

2. 職 員 等

・ 対象職員等

開示の対象となる報酬告示に規定されている「対象職員等」の範囲は、当会の職員であって、常勤役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受けるもののうち、当会の業務及び財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。

なお、平成23年度において、対象職員等に該当するものはいませんでした。

(注1) 対象職員等には、期中に退職した者も含めています。

(注2) 「同等額」は、平成23年度に当会の常勤役員に支払った報酬額等の平均額としています。

(注3) 平成23年度において当会の常勤役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者はいませんでした。

3. そ の 他

当会の対象役員及び対象職員等の報酬等の体系は、上記開示のとおり過度なリスクテイクを惹起するおそれのある要素はありません。したがって、報酬告示のうち、「対象役員及び対象職員等の報酬等の体系とリスク管理の整合性並びに対象役員及び対象職員等の報酬等と業績の連動に関する事項」その他「報酬等の体系に関し参考となるべき事項」として、記載する内容はありません。

JAバンク山口 PRアシスタントの紹介!

夢叶えるフクロウ

フフエモン



〈フフエモンのプロフィール〉

物知り博士のフフエモンは、みんなの知恵袋。
フクロウ科の中でも福と富をもたらす金運類に属し、お金のことに関しては、彼に相談すればその望みを叶えてくれるという。
もっとも得意とするのは算術と、自他共に認めるところである。

フフエモンの友達



ボンボン



フフヤン



フフフウ



フフリン (妹)



フフエモン



フフロー (兄)



ママ



パパ



ジータン



バータン

発行／ 平成24年7月
編集／ 山口県信用農業協同組合連合会
企画管理部
TEL／ 083(973)2231
FAX／ 083(973)7795
E-mail／ kikaku@jabank-yamaguchi.or.jp
URL／ <http://www.jabank-yamaguchi.or.jp>
こちらからもディスクロージャー誌がご覧になれます。



品川神社(JAビル敷地内)

由 来

本殿は、正二位勲二等 品川弥三郎が祀られていて、品川弥三郎は天保十四年(一八四三)閏九月二十九日に長州萩・松平村に生まれた。

安政四年以下村塾に入つて吉田松陰に学び、松陰没後以後、高杉晋作らとともに尊皇攘夷を唱へる。新政府樹立後の明治九年より、内務少輔、農商務大臣、取寄給事等を歴任し、明治十八年使節副団長に任命され公使として赴任する。帰朝後、第一次板垣内閣の内務大臣。その後、内務大臣を任じられたが明治三十三年(一九〇〇)二月二十六日、京都で五十八歳の生涯を終える。

西海戦争後のわが國は度々支那と交渉する所あり、農民は國策を極め、自衛隊からの松原が相次いでいた。

子爵、弥三郎はこの國情を鑑み、復讐軍在の体験をもとに、松原を組織すること毎今日の協同組合の礎となる信用組合の必要を感得する。その前記に記した如く日理互の協同組合運動といゆる相互扶助の精神である。

山口県農協は、偉大なる紳士の先達と協同組合の祖として永くここに祀るものである。

平成十年二月吉日